

水産政策審議会資源管理分科会
第107回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第107回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和3年1月26日（火）10:02～13:20

場 所：フクラシア丸の内オアゾ

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第347号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及び大西洋くろまぐろの別紙の追加等）について

諮問第348号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第349号 漁業法等の一部を改正する等の法律附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第350号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和3年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【報告事項】

- ・ 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について
- ・ 指定養殖業の許可の状況について
- ・ 令和3年の捕鯨業の捕獲枠について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第107回資源管理分科会を開会します。

私、本日の事務局を務めます、管理調整課長の坂本でございます。1月1日から管理調整課長を拝命しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は皆様の前にマイクは設置されておられません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。また、ウェブ会議での御出席の方におかれては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートにさせていただくようお願ひいたします。また、音声途切れることもあるかもしれませんが、その場合は画面のチャット機能などを使って事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日、御出席の方は、ウェブ参加を含め委員の方が9名中9名、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ会議を含めまして、15人中9名の方に御出席を頂いております。

では、配付資料について確認させていただきます。まず資料の方ですが、一番最初に議事次第がございまして、その後、配付資料一覧がございまして、委員名簿、資料1に続きまして、右肩に資料2-1と書いてあるもの、これは諮問第347号に関するものでございまして、その後、右肩に資料2-3と書かれているもの、これにつきましては資源の評価の資料が2-11まで続きます。それから右肩に資料3-1と書いてあるもの、こちらが漁獲可能量の当初配分案ということで3-7まで続いてございまして、それから右肩に資料4-1と書いてあるもの、これにつきましては、クロマグロの基本計画の改正に係る諮問第349号でございまして、それから右肩に資料4-3と書かれているもの、これは太平洋クロマグロの資源管理の参考資料でございまして、それから資料5、諮問350号、水産研究・教育機構のサケ・マスふ化放流事業計画についてのものでございまして、それから資料6、報告事項でございまして、大中型まき網事業の合理化の資料でございまして、それから資料7、特定養殖業の許可の状況について。資料8、令和3年度の捕鯨業の捕獲枠についてという資料になってございまして、資料の不足等ございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

す。

それでは、議事の進行を山川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
○山川分科会長 委員の皆様、本日は緊急事態宣言の下、お集まりくださいまして、またオンラインでも御参加くださいましてありがとうございます。

では、早速ですけれども座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに御紹介させていただきますけれども、本日は資源評価の専門家として水産研究・教育機構水産資源研究所の底魚資源部から森部長と、それから浮魚資源部から大島副部長にお越しいただいております。お二人には資源評価について御説明を頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は諮問事項が4件、それから報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第347号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及び大西洋くろまぐろの別紙の追加等）についてですけれども、本件は次の諮問第348号、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてとも関連しますので、まとめて説明していただくということにいたします。

事務局から、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2 水管第2178号

令和3年1月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及び大西洋くろまぐろの別紙の追加等）について（諮問第347号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2 水管 第2179号

令和3年1月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第348号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和3管理年度における漁獲可能量を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について、別紙2の

取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、説明の方を始めさせていただきます。資料2-1でございます。まず、各資源ごとの別紙あるいはTACの設定の前に、資源管理基本方針の本体、それと既に作成、追加されている別紙についての修正がございますので、それについて説明申し上げたいと思います。

2枚めくっていただくと新旧対照表がございます。今回改正するものの中身としては、先般、水産庁の方で作成、公表しました「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」で書かれた目標等について、この資源管理基本方針にも反映させようという形での改正ということになります。

まず、右下のページで5ページの中ほどに、「この新たな資源管理の推進により」と始まっておりまして、こちら、ロードマップの方に書かせていただいた10年後に444万トンまで漁業生産量を回復させるという目標を明記してございます。

同じページの下の方に、「なお」とありまして「漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準」、いわゆる F_{msy} でございますけれども、これを「上回らないことを基本とする」とございます。こちらロードマップに書かれているものではございませんけれども、これまで、既存のTAC魚種を移行する中での経験を踏まえてこういった形の規定を追加したものでございます。

続きまして、1ページめくっていただいて右下のページ番号で6ページの中ほどに、資源管理、現状やっている計画から法に基づく資源管理協定への移行の話が書かれているんですけれども、この移行の作業、令和5年度までの完了を目指す。こちらについてはロードマップでの目標を受けてこれを追加してございます。

ここ以降、かなり多数の箇所について変更しているんですけれども、こちらについては規定を明確化する、あるいは文言を、通常、法令等で用いられている言い回しに修正するといったことございまして、新たな内容の追加あるいは実質的な内容の変更をするものではございません。

御説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

基本方針の本文等の変更ということですが、御意見、御質問等ありましたらよろ

しくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の方々、いかがでしょうか。亀谷委員がこちらの音声聞こえないということが……大丈夫ですか。ウェブの方も特に御意見等ございませんようでしたら、基本方針の本文の変更につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、特定水産資源の個別の管理方針などにつきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 個別の特定水産資源ごとの管理方針あるいはTACにつきましては、資源ごとに、まず水研機構の担当者の方から資源評価結果について御説明を頂き、それに続きまして私の方から基本方針の別紙、つまり資源管理の目標なり漁獲シナリオの考え方を説明し、更にその後令和3管理年度のTACとその配分について御説明するという手順を繰り返すという形とさせていただきます。

それでは、まずスケトウダラ太平洋系群でございます。水研機構の森部長の方から御説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長 水研機構水産資源研究所の森でございます。

それでは、まずスケトウダラ太平洋系群につきまして御説明いたします。資料は2-3でございます。

この資料は12月に開催されました、俗にステークホルダー会議という会議の中で用いられた資料でございます。内容はかなり盛りだくさんになっております。本日はその中から重要な部分をピックアップして説明させていただきたいと思っております。

資料の見方でございますが、スライドごとに四角で囲った番号、例えば1ページ目ですと1と2というのがありまして、その2の下にここで言うと55のようにページ数が出ていますので、これらを用いて御説明させていただきます。

まず1枚めくっていただいて、四角の3を御覧ください。今回、今から御説明するスケトウダラ太平洋系群の分布・回遊状況でございます。当系群は日本、北海道、東北、あと四島を含めた太平洋側に分布している集団でございます。大きい産卵場は噴火湾周辺というふうに考えられております。

その下、御覧ください。次4枚目ですけれども、漁獲量と年齢別漁獲尾数の推移でございます。現在、我々が統計で使っておりますデータ、1975年からのデータでございますが、

以前は北方四島、結構獲っておりましたし、東北の割合も高かったんでございますが、近年は漁獲状況の変化とか環境の変化に伴って、北海道の道東、東部海域と襟裳岬から西の襟裳以西海域が主体になっております。

1つ下に漁獲尾数の図があります。上は漁獲量、重量でございます。下は年齢ごとに何匹ぐらい獲っているかというのを表したものでございまして、かつては0歳、一番下の青の漁獲が多かったんですが、近年は若齢の漁獲は減って、比較的大きい魚を主体に獲っているという漁業に切り替わってきております。これを基に資源計算というものを行いまして、それを基にこれから先、MSY等の計算をしていきます。

1枚めくっていただいて、58ページの四角7のスライドを御覧ください。ここに資源計算結果の資源量・親漁量、漁獲割合の推移というものを示しております。まず資源量、青の丸でございますけれども、このスケトウダラ太平洋系群というのは比較的というか、非常に資源としては安定した資源というのが、まず特徴でございます。長期的には増減はあるんですけども、ほかの浮魚類とか一部底魚類に見られるような極端な増減というのはないという非常に安定した資源でございます。近年ですと、2009年頃に140万トンまで増えて、その後はいい加入がなかったものもありまして少し減少傾向になりましたが、近年少し盛り返しております。

資源で重要なのは親の量の管理ということになります。親の量は下の緑の丸でございます。こちら非常に安定しております、近年、2009年から1回大きく増加します。これは近年最大級の2005年級という卓越年級が親として加入したことによって最大で55万トンまで増えております。先ほども御説明しましたように、その後の加入が悪いこともあって少し落ちてはきているんですけども、それでも過去の水準に比べると比較的高い傾向になっていると。

一方で漁獲割合、要は資源量に対してどれぐらいの割合で漁獲していたかというのが赤になるんですけども、長期的には比較的稳定していて、2000年を前後に少し増減するんですけども、近年また比較的稳定していて、2014年ぐらいをピークに少し下がってきているというのが傾向になっております。

このまずこの親魚量というものと、この図では示しておりません、下に8ページのところにある加入量、棒グラフ、この2つを使ってこれから再生産関係とかというのを推定していくこととなります。

結論から申します。隣の四角9のページを御覧ください。これがスケトウダラ太平洋系

群の再生産関係、親と子の関係になります。下の親魚量の軸、X軸が親魚量、縦軸Y軸が加入尾数になっています。重量と尾数という形で表しております。この黒い丸と線で示しているのが過去どのような形で親と子の関係が動いてきたかを示しております。ここに一定の関係性を当てはめて、その関係性からの誤差、そういうものを考慮してMSYというものを計算していくことになります。ここに普通はホッケー・スティック型、ベバートン・ホルト型、リッカー型というような一般に用いられる再生産関係を当てはめるんですけども、太平洋系群の場合はホッケー・スティック型というのが一番この加入量の関係を当てはめる上では望ましいであろうということで、そちらを採用しています。それがこの図の中で言う青の線になります。

要は近年見られている親子関係の中では、親が増えても加入量というのはそれほど増えるという関係性にはないと。そうではなくて、恐らく環境とかそういうものによって大きく振れるというのが今のスケトウダラ太平洋系群の状況であるというふうに解析しております。

御覧になれば分かるように、点線の部分が90%信頼区間を示しておりますけれども、基本的にスケトウダラ太平洋系群というのは平均的な加入に比べると大きく振れる、そういう特徴を持った資源ということになります。

この関係性を基にシミュレーションを行って適切なFを変えていくことによって一番漁獲量が大きくなる場所の親魚量と、それに達成するF、漁獲圧を定めるという作業に入ります。それが下の10番になります。これも結果になりますけれども、現在MSYとして推定されたのが、大体親の量が22万8,000トンぐらいのときに最も漁獲量が大きくなります。そのときにどれぐらいの割合で漁獲されるのかというのを書いているのがこのグラフになります。上から10歳以上、一番下が0歳になるんですけども、大体MSYぐらいのところになると、これを見ていただければ分かりますように、4歳、5歳、6歳というのが比較的多く獲れるでしょうということになります。

このMSYの基準をベースに、限界管理基準値、禁漁水準というものを出すんですけども、限界管理基準値は上の図を御覧になっていただければ分かりますように、過去最低のところの関係性が変わる可能性があるということを考慮して、これまで観察された過去最少の観測値というものを限界管理基準値としております。禁漁水準はもっと先、もっと親魚量が少ないところに設定されるので、今のところスケトウダラ太平洋ではまだ観察されたことがないところになります。そういうこともありますので、ここでは完全な仮定の形

になりますけれども、適切な漁獲管理規則による漁獲で10年で目標まで戻ることができるものをまず禁漁にしましょう。ただ、禁漁水準、先ほども御説明いたしましたけれども、過去に一度もそこまでなかったことがないところですので、ここまで資源を減らすというのは危険であるというふうに考えていただければと思います。

1 ページめくっていただいて、神戸プロットが現在の新しい資源の見方を示すものになります。上の11の方を御覧ください。下の軸が親の量の比です。1よりも上であれば親魚量がMSYを達成する目標よりも多いですよ。1以下であれば少ないですよ。縦軸が漁獲圧の比です。1よりも高ければ適切な漁獲圧よりも高い。下であれば適切です、ものよりも低いという判断になります。近年はこの緑の部分にずっとありますので、非常に資源としては適切かつ漁獲圧も適正なものよりも低い水準で経過しているというふうに御覧ください。

ここから、こういう関係性を基にどのような漁獲をしていくかということになります。13番が将来予測になるんですけども、通常 β 、要は F_{msy} に一定の値を安全率として掛けて、それに基づいて漁獲していく。要は漁獲圧一定の場合の将来予測がここに載っております。今ですと大体、上の表3つありますけれども、2031年辺りに例えば目標管理基準値案を上回る確率がどうであったかとか、そういうものを見ながら漁獲シナリオというのを考えていくことになります。ただ、スケトウダラの場合は、その後ありますように、検討会でいろいろと御指摘事項ございまして、その中で漁獲量を一定にしてはどうかという御提案がありました。

それがページずっとめくっていただいて68ページです。小さい数字で申し訳ありませんが、68ページの上の27を御覧ください。今回、5年間漁獲量固定するパターンと、3年間漁獲量固定するパターンで御提案いただきまして、ここでは3年間のものをかいつまんで説明いたします。

2021年漁期からでございますが、14万トンから19万トン、3か年固定して、その後は先ほども説明しました β を1から0.6まで変えて将来予測をしていくことになります。漁獲量固定というのは漁獲の安定という非常に重要な目的のために適切な方法の一つではありますが、例えば3か年固定した後で、その次の年、大きく漁獲が変わると問題ではないかというふうなお話もありますし、その3か年固定したことによって将来予測に大きな影響が及ぼしてはいけないということがあります。今回は着目点として、2024年度に期待できる漁獲量の平均値と2031年、10年後に目標管理基準値を上回る確率というものをそ

れぞれ示させていただいております。この組合せの中から漁獲シナリオというものを議論していただいたというのがスケトウダラ太平洋系群のステークホルダー会議の結論になります。

以上でございます。

○資源管理推進室長 それでは、私の方から、まずは別紙、資源管理の目標あるいはシナリオについて御説明します。資料2-1のページで47ページを御覧いただければと思います。横長の表になってございます。別紙の本文は、その前にそのものを付けてございませうけれども、御説明については、この資源ごと1枚の概要をまとめた表で進めさせていただければと思います。

スケトウダラ太平洋系群。管理年度については、4月-3月ということでこれまでと同じでございますし、今回、諮問をするスケトウダラ全系群及びスルメイカに共通でございます。

まず、資源管理の目標でございますけれども、こちら先ほど森部長の方から御説明がございましたけれども、目標管理基準値が22万8,000トン、限界管理基準値が15万1,000トン、禁漁水準は6万トンとなっております。この資源、現状、2019年の資源量推定値30万2,000トンということでございますので、目標管理基準値を上回っているという状況でございます。他方で将来予測を見ますと、漁獲 F_{msy} に乗じる β で0.8とか0.9で獲っても、3年目、4年目辺りには一旦下回るというような予測になっているという状況でございます。

続きまして、漁獲シナリオでございます。一番上の○、10年後に50%以上の確率で目標管理基準値を上回るように漁獲圧力を調整とございます。こちら基本的な考え方として資源管理基本方針にも書かれているものでございます。その下に、今回、採択しようとするシナリオが書いてございます。先ほど漁獲量一定シナリオに関する御説明、森部長の方からございましたけれども、その中で採択しようとするシナリオとしては、当初3年間17万トンでTACを固定をすると。ただし、この17万トンに相当する漁獲圧力が F_{msy} を超えるような状況になった場合には、こちらは見直しをするということでございます。4年目以降については、 F_{msy} に乗じる係数0.9で調整をすると。限界管理基準値を下回った場合には、直線的に下げるという通常のルールを適用してございます。

この資源に関するステークホルダー会合での議論について若干御紹介をさせていただければと思います。資料2-9を御覧いただければと思います。資料2-9、これはステー

クホルダー会合で、水産庁の方からお示しした資料からの抜粋ということになってございます。先ほどありましたように、漁獲量一定のシナリオという要請があったのととも、この資源については、TACの未利用分を翌年に繰り越したいということで、それについての試算の要請がございました。

1枚めくっていただくと、そこでやっていただいた繰り越した場合の、要は、繰り越した先のFが F_{msy} を超える確率がどうなるのかというところで試算をしていただいたものが110ページの上の段の大きい表の下に3つ表がございますけれども、こういったリスク評価をしていただいたということでございます。上の四角にありますように、繰越しに関する試算では、 β 0.9、0.85、0.8の場合、それぞれ当初TACの5%、10%、15%までであれば、繰越しをした先の年のFが F_{msy} を上回らないというような結果が出ているということでございます。

次のページ、111ページの下段を見ていただくと、そういった試算結果も含めまして検討して、水産庁から選択可能なシナリオとして、この5つを、赤で書いた5つをお示したというものでございます。ベースケース、 β で調整するシナリオとして、0.9、0.85、0.8に対応してTACの5%、10%、15%を上限として繰越しを認めるというシナリオ。もう1つが固定するシナリオ、TAC固定のシナリオで、当初5年間16万トンで、その後、6年目以降、 β を0.9とするシナリオと、当初3年間17万トンでTACを固定をして、その後、4年目以降、 β を0.9とするシナリオです。この漁獲量を固定するシナリオにつきましては、繰越規定は設けないという形での御提案とさせていただきました。

この結果、ステークホルダー会合では、17万トン3年固定のシナリオを支持するという意見が参加者の皆さんから表明されましたので、こちらのシナリオを採択したというところでございます。ただ、水産庁として、漁獲量固定の場合は繰越規定なしということでお示したんですけども、会議の間では、北海道の沿岸漁業者の方々からは、漁獲量を固定した場合でも繰越しを認めてもらいたいという強い意見が表明をされました。ただ、水産庁としては、やはり基本パターンとしては β を固定をして、資源状況に応じて漁獲量を調整するというのが基本であって、漁獲量を固定した場合に一定のリスクがあるという話。あと、先ほど森部長の話にもありましたけれども、漁獲量固定の趣旨というのは漁獲量の安定を志向するものであるということで、漁獲量固定の趣旨に、繰越しで増が生じるというのは、必ずしも趣旨に合致しないということで、繰越しはなしとさせていただいたところでございます。

この点、パブリック・コメント手続に付した案に我々のファイルの編集ミスがありまして、繰越規定が残った形になったんですけれども、こちらについては、気がついた時点で、関係者には、これはミスですというお知らせをしております。そういう中でも、パブリック・コメントでも同じ意見が出されておりますけれども、水産庁の考え方は変わっていないということで、今回お示ししている17万トン3年固定、その後0.9で繰越しなしという形での諮問とさせていただいております。

資料2-1のセットの方の47ページの方に戻っていただいて、漁獲シナリオのところの一番最後の○で、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲量の追加とございます。こちら、昨年9月に見直しを、こちらの資源管理分科会の方でお認めいただいた、いわゆる「大量来遊ルール」ということで、その場合に1万トン、要は、10月の北海道道南海域の10月の日平均の漁獲量が500トン、11月が600トンとなった場合には、1万トン自動的にオンしますと、追加しますというルールがございます。こちらについては、この新しい枠組みの中でもそのままの形で維持するという考え方でございます。

その次、大臣管理区分ですけれども、大臣管理の漁業でスケトウダラを獲っているものということだと、基本的には沖合底びきということになるということでございます。その他大臣管理許可漁業という区分も設けてございます。こちら、マイワシ等のときにも御説明しましたけれども、基本的に獲れた分を報告の対象にするということ、こういったバスケットの区分を設けているというところでございます。こちらについては、この後の資源についても同様でございます。

あと配分の基準ですとか報告の期限等々につきましては、これまで説明をしてきたマイワシ等と同じということでございます。

続きまして、令和3管理年度TACとその配分について御説明をいたします。資料3-1のセットを見ていただければと思います。めくっていただいて告示の案文がございましたけれども、御説明につきましては、11ページの考え方をまとめたもので御説明をいたします。

11ページ、右肩、資料3-2と書いてあるものでございます。こちら令和3管理年度TACでございますけれども、17万トンで3年間固定ということですので、TACとしては17万トンということになっております。

めくっていただいて、これまでのTACの推移がございますけれども、配分については過去3か年の実績の比率に基づいて基本的には配分をするという形で、考え方については

31ページ、資料3-7にございます。こちら、マアジ、マイワシ、サンマ等のTAC設定したときに、更新の年ということで変えたものですが、これに今回スルメイカとスケトウダラについて追加をしております。他の、これまでの資源と異なっているのは、後で御説明いたしますけれども、スルメイカについてはTAC開始がずれておりますので対象年がずれているということと、スケトウダラについては下の方、下線で示してございませうけれども配分の数量、ほかの資源については数量の100トン未満切上げの数字を入れるということですが、スケトウダラについては、これまでと同様の扱いですが、10の位を四捨五入した数量で配分をするという形でございます。

また13ページの方に戻っていただいて、スケトウダラ太平洋系群、TACの配分、17万トン、これを沖合底びき網漁業と北海道に対して、この図に書かれている数字で配分すると。青森、岩手、宮城、茨城については「現行水準」という形にさせていただくという案でございます。

こちらパブリック・コメントですが、別紙の追加等について12月26日から1月24日までパブリック・コメント手続を実施をしたところでございます。寄せられたコメントの主な内容については、先ほども申し上げましたが、沿岸の来遊量の変動があっても安定した漁獲のために漁獲量固定シナリオであっても未利用分の繰越しを認めてほしい。あるいは都道府県の管理に柔軟性を持たせてほしい。また、IQは導入しないでほしいといった意見が多く出されております。

本日の諮問案、こういった意見も踏まえた上での案としてございます。今後更にコメントを精査した上で、仮に原案に大きな変更が生じたことがあった場合には、再度、分科会の方に諮問いたしますので、変更がなければ原案のとおり承認をすることとしていただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。ウェブの委員の方々、いかがですか。田中委員。

○田中委員 お葬式みたいになっちゃうので発言させていただきます。

計算はまあまあうまくいっているんじゃないかと思いましたが。やっぱり漁獲量一定にすると、これだけ変動が大きいと加入が何回か連続して失敗したときに絶対獲り過ぎになっちゃうので、リスクが高くなっちゃうので、なかなか繰越しは難しいだろうなというふう

に思いました。

それから、変動の大きいやつの特徴の1つなんですけれども、資源評価の方の資料、MSYの図があるんですけれども、ちょっとすみません、横軸が資源量で縦軸に持続生産量が書かれてあるんですけれども、これ随分ピークになる位置が飽和時より低い、2割とか1割5分とかそういう低い水準ですよ、きっと。加入量変動の大きいやつってこうなりやすいんです。だから、そういう意味でもちゃんと計算どおりになっているというか、うまくいっているんだなと思います。

○山川分科会長 資料2-3の下のページでいくと59ページ、四角で囲った10ページ、これですか。

○田中委員 59、それです。結構下の方でしょう、ピークになって。よく教科書に出てくるのは真ん中辺だけれども、真ん中よりずっとこれ低い水準です。寿命の短いやつとかもこうなりやすい。ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特に御意見等ございませんでしたら、スケトウダラ太平洋系群に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTACの設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

特に御異論ございませんようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、スケトウダラ日本海北部系群につきまして、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、まず水産研究・教育機構の森部長から資源評価結果について説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長 引き続き森から御説明いたします。

ページで言うと71ページ目、資料2-4でございます。

1枚めくっていただいて、まず3、分布の状況でございますけれども、かつては本州の能登半島とか、あとサハリンの方までかなり広く分布している集団でございますけれども、近年、漁獲状況、分布状況等から見て北海道の日本海側が主分布域ということになっております。サハリンについても、恐らく分布つながっていると思うんですけれども、状況がよく分かっていないという状況でございます。

漁獲量の推移でございます。1970年からの漁獲量を載せておりますけれども、実は以前は非常に14万トン、16万トンとか10万トンを超える漁獲というのが比較的安定して続いて

いた時代が大体1990年ぐらいまでございまして、その後急激に減少してきております。右の方に2005年以降の拡大を載せておりますけれども、漁獲量については非常に厳しいTAC管理というものを行っております、それに皆さん御協力いただいているということもあって、特に2015年以降の低い水準の横ばいというのはそれを反映したものになっております。漁獲量、御覧になれば分かりますように、ほぼ本州日本海というのは獲れなくなっております、北海道のみになっております。

隣の73ページの上に、1980年からのデータしかないんですけれども、今度尾数ベースに表したものがこちらの方になります。こちらの方も先ほどの太平洋系群と同様に、近年は余り小型のものを獲ることがなくて、比較的大型のものを獲るという形になっていきます。2010年以降を拡大しております。ここで2006年級群、2012年級群というふうに矢印入れさせていただいておりますけれども、近年では比較的高い豊度の年級群でございまして、これが発生したことによって少し資源が若干上向く要因になっております。

ページを1枚めくっていただいて、74ページの8を御覧ください。先ほどのデータを用いまして資源解析した結果がこちらになります。漁獲量統計、1970年からなんですけれども、計算に使えるデータがありませんので、1980年からの計算になっております。青が資源量、資源量はここで見ますと大体1986年から92年ぐらいにかけて比較的高い水準に一度なるんですけれども、その後は増えることもなくずっと減少してきております。そして2015、16年を底に近年少し上向いてきて、比較的状况がよくなってきているという兆しが見えております。緑色は管理の基となる親魚量でございまして。親魚量は資源量とちょっとだけタイミング遅れるんですけれども、1990年頃にピークを迎えて比較的高い親魚量水準を維持したんですけれども、1996年辺りから減少してきて、近年だと2008、09年辺りですか、そのあたりが底になっております。

漁獲割合なんです、やはり比較的高い水準でずっと推移してきてございまして、2000年から2009年ぐらい、ちょっと高い20%ぐらいの値になっていたんですけれども、その後、TAC管理、皆さん非常に厳しい状況に御協力いただいたこともありまして、近年は5%以下という非常に低い利用率になっております。

1ページめくっていただいて、75ページの10を御覧ください。その上に先ほど親魚量を示しましたけれども、9のところにある縦棒グラフが加入量でございまして。この関係性を基に再生産関係を仮定したのが10のものになります。これを見ていただきますと、1984年から1988年まで5点ほど、どうも飛び跳ねた部分にあるんです。一方で、それ以外の点の

固まりというのを見ると、どうも親が増えれば子が増えていくという関係性が見えるというふうになります。我々の方としても、いろいろな御意見伺って、例えば昔の非常に再生産がよかったとき、悪かったときとか区切って、いろいろ再生産関係の仮定というのを検討したんですけれども、結論としては全てのデータを用いて過去これで言うと観測値の最大値になるまでは親と子の関係というのは、親が増えれば子が増える関係、そしてそこから先はそれほどそういうふうにならないでしょうという関係性を使えるホッケー・スティック型というのを用いています。この観測されたエリアの中で検討すると、ホッケー・スティックも一般的に使いますベバートン・ホルトもリッカーも実はほとんど変わらないという結論が得られております。この関係性を見ますと、大体親魚量が過去最大34万トンですけれども、それを超えても6億尾程度の加入で、あとは環境によって振れるという関係性、これを基にMSYの計算ということになります。

データとしてはどうしてもなかなか高い水準で持続した時代のデータがなくて、減少期のデータですのでこのような形にはなっているんですけれども、これを基にMSYを計算したのが隣の76ページの11になります。先ほどの太平洋系群と異なりまして、やはり現時点で観察された親魚量は、まだ増やせば増加する可能性があるというふうな結論になっておりまして、MSYとしてはここにありますように、過去最大の親魚量よりも多い38万トンで大体4万4,000トンが期待できるMSYというふうに計算されております。

限界管理基準値の方は、MSYの60%ぐらいの漁獲量が達成できる親魚量ということで17万1,000トン。禁漁水準が、これはデフォルトの値を使っておるんですけれども、最大持続生産量の10%、MSYの10%が得られる親魚量ということで2,500トン。この2,500トンという値はこれまで一応仮置きしておりました禁漁水準とほぼ変わらない水準であります。また、限界管理基準値の17万1,000トンというのは、偶然ではあるんですけれども、1ページ前めくっていただくと、1984年から1988年、比較的高い加入が得られた一番低いところになるんですけれども、そのあたりが大体17万トンぐらいでして、これ実は平成17年まで資源評価で使っていたB limitと一緒になんです、これは偶然なんですけれども。そのときの解釈というのが高い再生産関係が全然近年見られないので、B limitを下げましょうと。近年再生産関係が少しよくなってきましたので、そういうことも考えると、17万1,000トンもまず目指すという値としてはいろんな意味で妥当ではないかというふうに考えられます。

戻っていただいて神戸プロットでございます。76ページの12を御覧ください。先ほどの

太平洋系群と異なりまして、やはりどうしても減少期のデータが主体になっておりますので、親魚量、漁獲圧ともに余り好適でない部分で経過しています。ただ、近年見ていただくと分かりますように、漁獲圧に関しては十分好適と言われる F_{msy} を下回る水準まで下がってきているということで、これは皆さんの管理の効果が計算上でもちゃんと見られているということになります。

次に77ページの14番を御覧ください。これが将来予測になります。その上に漁獲管理規則の例として青い線を神戸プロットと重ねて書いてありますけれども、大体親魚量に対してこういう形で漁獲管理、要は漁獲圧を強めていきますという形を示してあります。それに基づいて将来予測したのが下になります。上では $\beta 0.8$ の事例でございますが、ここでは0.5から1.0までの事例を示しております。一般的に $\beta 0.8$ というのは親魚量の不確実性とかそういうのを考慮したときに、やはり安全率として $\beta 0.8$ が一番望ましいということがありますので、それを代表値として今、御説明いたしますが、 $\beta 0.8$ で管理をしても2051年の段階でも39%ぐらいまでしか回復できないと。やはり親魚量が非常に今、低いというのとなかなかいい加入が連続しないというのが原因になります。

一方で、これ以前の評価ではなかなかここまで回復する結果が得られなかったんですけども、近年のいい加入が出てきましたので、いよいよ限界管理基準値を上回る確率というのが10年後でも5割を超えてくるようになってきたのが大きく変わってきているところです。そのときに期待できる漁獲量というのが下の一番緑の方で掛かっている図でございますけれども、近年の漁獲、2019年ですと5.2千トン、2020年、これは6.7千トンTAC値入っておりますけれども、それに比べていずれも順調に回復していくという結果になっております。

この後、ステークホルダー会議で出てきた指摘事項というのがあります。先ほど実は先に太平洋系群の方で獲り残し、繰越しのお話ありましたが、日本海系群の方で実際に用いられる可能性があるということで、ここで改めて御説明いたします。

82ページを御覧ください。82ページの23が、まず繰越しというものをルール化する上で、やはりどのような状況を仮定して計算するかというのが大事でございます。やはり先ほど先生から御意見ありましたように、加入が大きく変わる中で例えば繰越しというのはなかなか難しいですよという御意見もありましたように、我々も繰越しを考える上で、やはり安全率を幾つか考えて計算しております。仮定としてはこの図になります。右側、ある年ってあるときありますが、そこで漁獲可能量があると、当初値です。実際に漁獲からの

獲り残しというのを翌年の漁獲可能量当初値に足します。そして、ここが重要なんですけども、今のこういう資源計算、先ほどの β 計算もそうですけれども、基本的にその漁獲は全て使用するということを前提で資源がどのような影響を受けるかということを計算します。なので、繰越し分全てを使う、そういう計算をしているんです。その上でどの程度危険性が出てくるかという見方をしております。

結果ですけれども、83ページの例えば26を御覧ください。ここにまとめを書いてあります。基本、繰越し、漁獲量の獲り残しの繰越しを制度化するには、そのルールの下で最も極端な事例を行っても漁獲圧が例えばここにあります最大持続生産量を実現する漁獲圧（ F_{msy} ）を超えないように制限するということが1つの基準として考えられるのではないかと。将来予測というものをした上で検討すると、大体 β が0.9以下の場合であれば5%、それを全部使っても大丈夫。要は30%残しても5%しか使えませんよということになるんですけれども、あくまで当初のABCに対しての5%なんです。ですから繰越しの5%ではなくて、あくまで例えばABCが1万トンあれば、5%であれば当然500トンとか、そういう感じですよ。500トンじゃない、今、計算間違えましたけれども。要は繰越しの5%ではなくて、当初のABCに対して5%、その辺りが若干混同される方いらっしゃるんですけれども、そういう形で5%程度であれば大丈夫ですよ。 β 0.8であれば当初値の20%まで大丈夫ですよということになります。当然ぎりぎりまで獲るシナリオを取っていると、やはり繰越しというのは慎重にならざるを得ない。ただ、余裕のある獲り方を当初から設定しているのであれば大丈夫ですということになります。

ただ、最後に導入の問題点としては、下、緑でくくってありますように、やはり資源加入量が大きく変化しますので、この辺りを考慮する必要があるというのは指摘事項としてありました。

以上でございます。

○資源管理推進室長 それでは、続きまして私の方から別紙の内容、あとTACとその配分について御説明いたします。資料2-1のセットの48ページ、また横長の表でございます。別紙の概要として取りまとめた表でございます。スケトウダラ日本海北部系群ということで、まず、管理の目標ですけれども、先ほど森部長から説明ございましたけれども、目標管理基準値としては38万トン、限界管理基準値が17万1,000トンでございます。2019年の親魚量推定値5万6,000トンでございます。限界管理基準値を下回っているということで、法律で言うところの「資源再建計画」を策定する対象になるということござい

ます。更に申し上げますと、この資源、10年間 β をゼロ、つまり全面禁漁しても10年後に目標管理基準値を達成する確率は20%となつてございますので、目標管理基準値まで10年で回復させる計画が立てられないということでございます。ということで、暫定目標、暫定管理基準値を定めて、まずはそこを目指して、ということになります。ということで、暫定管理基準値としては限界管理基準値である17万1,000トンを採用しようという考え方でございます。禁漁水準については2万5,000トンということでございます。

それで漁獲シナリオですけれども、申し上げましたように、10年後に50%以上の確率で暫定管理基準値17万1,000トンを上回るように調整するという再建計画にしたいということでございますので、そういうことでございます。再建計画の最終期限ですけれども、現状で20年後であれば目標管理基準値50%以上の確率で達成するシナリオというのは計算上はあるということでございますので、そういった形で今後、達成状況を踏まえてシナリオの検討を進めるということでございます。要は10年後になりますと、おおむね5年ごとに基準値あるいはシナリオを見直すということになっておりますので、2回の見直しが必要であるということでございます。その中で基準値も見直される可能性もございまして、シナリオもそれに合わせて変えられるということになりますので、そこを見ながら20年後の姿というところは考えていくということであると考えております。

続きまして、シナリオですけれども、その10年後に50%以上の確率で17万1,000トンということで採択しようとするシナリオについては、 β 0.9で管理をするという基本パターンのものがございます。

先ほど森部長からありましたけれども、繰越しの話と、あと太平洋と同じように漁獲量固定のシナリオについてのリクエストというか試算の要請がございました。それに関するステークホルダー会合での議論を若干紹介させていただきます。資料2-9のセットの114ページ上段になります。水研機構を含むJV機関で試算していただいた結果を基に水産庁として選択可能なものとしてお示ししたシナリオ、ここに赤で書かれている①から⑤の5つでございます。 β 0.9で繰越し上限5%、 β 0.8で繰越し上限20%というシナリオと、漁獲量固定の場合ということで、当初5年間8,000トン、9,000トン、1万トンで固定をして、6年目以降 β を0.9、0.85、0.8で調整する、繰越しなしという形の5つでございます。

この5つのシナリオについて、ステークホルダー会合の中では北海道の沿岸の方々については①、要は β 0.9で繰越し5%というのを支持するという意見でございました。理由としては、予測どおり順調に回復していくであろうという期待を持って β で調整していく

という考え方でございました。もう一方で、沖合底びきの方々については⑤、1万トンで5年固定して、その後0.8と、これを支持するという御意見でございました。その理由としては、道内の加工業者がかなり収斂されている中で、漁獲量、TACが変動する方が経済的なインセンティブを与えるのか、要は、買いのインセンティブということだと思えますけれども、あるいは固定した方がいいのかという、そういう実験的なチャレンジをやってみたいんだという御意見でございました。

この2つ、意見分かれましてので、パブリック・コメント手続に付した案は両論併記という形でやらせていただきました。採択するシナリオは、前者の方、 $\beta 0.9$ の方でございませけれども、理由としては、やはり β 管理でやっていくというのがリスク管理上も基本というところもございませ。特にスケトウダラ日本海北部系群については資源状態は非常に悪いということもございませということ。あと具体的に言いますと、先ほど太平洋の方、固定するシナリオを採択したわけですけれども、あちらの方は $\beta 0.9$ で計算した場合の初年度TACは20万トンを超えていて、それが一旦減っていくという予測の中で、それを均すという意味での17万トンでございませけれども、こちらについては、 $\beta 0.9$ でやった場合、7,900トンでございませるので、それを超えるところからスタートするということのリスクというのも、我々として考えたということかと思えます。そういったところもありまして、水産庁としては $\beta 0.9$ で繰越し5%というシナリオを採択して諮問させていただいているという状況でございませ。

あと、この資源、特別な話としては、配分の基準のところには5%の上限の話を入れてございませ。繰り越した分の配分でございませけれども、これは数量明示、これは北海道と沖底の2つということになりますけれども、その未利用分の比率で配分をするという考え方でございませ。

あと、この規定をいつから適用するかということなんですが、制度の切れ目ということで、行政としては若干座りが悪いところはあるんですけども、リスク管理の観点からしますと、今年のTACについては $\beta 0.8$ で設定しているということとございませ。ですので、 β を0.8で設定したTACの残量を、 $\beta 0.9$ に対応する繰越し上限の5%で繰り越すことについてはリスク上問題ないというふうに考えますので、これは今年度の未利用分の来年度への繰越しから適用するという考え方でございませ。

別紙の方の概要の説明は以上でございませして、続きまして、令和3管理年度のTACとその配分について御説明をいたします。資料3-1のセットの15ページになります。令和

3 管理年度の T A C としては $\beta 0.9$ で計算をした 7,900 トンということになります。

めくっていただいて 17 ページの方ですけれども、配分については 7,900 トンを沖合底びきと北海道で、この数字で、数量明示で配分をするということをごさいますて、秋田、山形、新潟については「現行水準」という形の配分の案としております。

それでパブリック・コメントですけれども、既に終わっているんですけども、出てきたものとしては M S Y 達成水準の親魚量 38 万トンというのが大き過ぎて現実に合わない、見直ししてもらいたいということ。あと漁獲シナリオについては $\beta 0.9$ を支持するという話と、あと漁獲量 1 万トン固定を支持するという双方の意見。あと繰越し上限 5 % よりも高い値、もっと引き上げてもらいたいというような意見がございました。ただ、こちらについても踏まえた上での本日の諮問案ということをごさいます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等。

柳川委員、お願いします。

○柳川特別委員 ありがとうございます。

今、魚谷さんからあったように、日本海の M S Y の数字がいろんな計算をしているんですけども、結果的に過去に 1 回も達成したことない親魚量がおかしいという話から、ステークホルダー会議に入らせてもらったんですけども、結果的には計算上こうなりますという話で、ただ太平洋が二十何万トンで日本海が 38 万トンって、そもそも基本的に本当かなというところが現場としてはあります。だから、非常に違和感を 38 万トンに対しては持っていて、それを目標値にするのが本当に正しいのかということが、漁業現場はみんな思っている、資源が本当に悪くなっているというのは皆さん分かっているんですけども、本当に 38 万トンまでもって行くのというところが非常に疑心暗鬼みたいなのところがあって、もう 1 つあるのは、この資料の前の新しいデータが入った後の資源評価が悪くなったんです。本当は最初の資料だと来年の 0.9 でも 1 万トンぐらいの A B C になっていたんです。ここが 7,900 トンになってしまったという例があって、来年はまた資源評価を新しくやった結果、また評価が悪くなるかもしれないというような懸念もあるのかも分からないですけども、結果的に沖底は先ほど言いましたけれども、安定を選んで 1 万トンで取りあえず 5 年間やってもらって、それで様子見ましょうというみたいなのところがあって、その加工屋さん等を踏まえてあれば一定にする。太平洋もちょうど固定になりました

から、ちょうど買う方にしても来年は足せば18万トンぐらいのすけそうが大体揚がるかもしれないということが予測される中で、買う方もいいのかなというところ、試験的にやってみたいというのが特にあって、そういうことを言わせても、結果的にこういうふうになったのであれなんですけれども、ということで沖底の方からは日本海も固定方式ということでお願いした経緯があります。基本的にこの目標値がまだ私もあのとき、いまだに信用ではないですけれども、本当にこれがいいのかいというところは持っていますけれども、結果的にステークホルダー会議では、もうこれは計算上仕方ありませんということで言われてしまったので、仕方がないとは思うんですけれども。

もう1つ、これはステークホルダー会議、先ほど全然出てこなかったですけれども、繰越しの理論で、強く沿岸の皆さんが言っていたのは、もともと決まったTACを全部獲ってもいい数字で決まっているのに、それを獲り残した分を何で全部使わせてくれないのかという議論を、相当森さんに議論していただいた、結果的に難しい話みたいですけれども、結果的に何でそれが減らされて繰り越せないのかという議論を、相当、太平洋でも日本海、太平洋は固定方式になったからなくなりましたけれども、日本海でもそういう議論があって、もともとTACで決まったものを全部獲っても大丈夫という資源量なはずなので、それを獲り残した分がどうして全部使えないのという話を相当時間を掛けてやりましたけれども、結果的にこういう安全率掛ければ5%とか20%とかということになって、これは決まったことではないんですけれども、紹介としてしておかないと相当やったのは事実なので、理論上というか現場感覚とすれば獲っていい魚を獲れないんだから、来年同じ資源を獲るんだからいいじゃないという単純思考で考えているのだと思うんですけれども、そこは相当議論があったということはこの場で披露させていただきたいと思います。

あともう1つ、日本海の漁獲割合を見てもらうと、先ほど森さんからもありましたけれども、5%ぐらいなんですよね。その中でちょこちょこいじったって、1万トンだろうが8,000トンだろうが余り変わらないんじゃないかという話が道総研辺りからあって、とにかくそういう資源なんだから毎年毎年10年先の目標とかそれも20年先の今の38万トンがいいのかという議論も含めて、本当に日本海のスケソウはそんな目標値を立ててやらないで、毎年毎年評価をしながら見ていってもらったらどうかという話もステークホルダー会議の中でありましたけれども、結果的にこの結論で収まったので、これ以上言いませんけれども、結果的に日本海は現場感覚としては魚が増えているという実績はイメージは持っています。ただ、極端になるとは思っていないですけれども、そういう中で先ほど森さんから

も言ってもらいましたけれども、相当苦勞してやっているのは事実で、目の前にいる魚を獲らないで今、小樽なんて数トンしか残っていないぐらいで今、漁業をやめていますから、目の前にいても魚がいるけれども行かないという状況で我慢しているのは確かなので、そこまでやっている管理だということで理解をしていただいて、今回数字がどうのこうのというのはここで言いたくはないですけれども、数字はしょうがないと思っています。そういう議論がステークホルダー会議であっても来年からステークホルダー会議ないわけですよ。そういう意見交換が本当になくなって現場からの意見をどう聞くのかということもフォローして行ってほしいなという気がするんです。5年間はMSYを見直さないということになっちゃっていますから、TACは資源評価は毎年されて、今年みたいにまた低くなったりという話を、そういう機会をなるべく、こういう時代だから大変なのかもしれないですけれども、取ってほしいというのがあります。

それと今回のステークホルダー会議、私、スケソウ1回しか出ていないですけれども、非常に参加者が少ないというか、しょうがないんですけれども、ああいうステークホルダー会議で本当にここまで結論をもっていって、本当に皆さん方、聞きたいこととか何かの話が伝わっているのかなというところが、本当に私みたいな北海道から来ている皆さんに変な顔で見ているわけないですけれども、やっぱり現場にいないと分からない、伝われないものがどうしてもあると思うんです。やっぱりステークホルダー会議も怖いというのが出てこない方がいらっしゃるから、そこをもうちょっと吸い上げるというか、そういうことも併せてやっていただきたいなというの、意見というよりは感想です。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

大森委員。

○大森委員 柳川さんが今、御意見されたので、ちょっと私も沿岸の側からというか、言わせていただきたいと思います。

水産庁の諮問のTAC数量については、これはこれでいいんだというふうに思いますけれども、先ほど森部長の説明もありましたし、柳川さんの意見もあった親魚量の目標管理基準値の38万トンについては、先ほども1990年代で最大でも34万トンというお話でしたから、過去にも達成していないような数字ということもあるので、柳川さんも言われたように、今後やはり漁業者や現場の研究者、そういった方々の意見も丁寧に聞いて臨機応変に環境変化に対応できる、そういう見直しがしていくということも検討していただくという

ことを私からもお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

目標管理基準値、それから繰越し、あとステークホルダー会合における意見の吸上げ方、そういった点について御意見ありましたけれども、では、藤田資源管理部長、よろしくお願ひします。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。

ステークホルダー会合で進行役をさせていただきましたので、まず現場の方では我々の方に対しては、こういう非常に厳しいコロナウイルスの対策の中でもありますけれども、しっかり現場を見て、現場の意見を聞いて、それで施策を講じていくようにということは強く太平洋系群の場でも頂きました。当然のことだと思いますので、しっかりそれについてはお応えするように努力をいたしたいと思っております。

それと日本海系群におきましては、正しく現場の取組によってかなりの程度、明るい材料というのが増えてきたというふうに認識しております。そういったものをしっかり生かして資源の回復を目指していきたいということでございまして、選択肢につきましては魚谷の方から説明しましたように、当日のステークホルダー会合の場では2つの意見といたしますか、になりまして、なかなかどちらに決めるということは我々も非常に難しい状況になりまして、その中でしっかりと議論をして最終的には今お示したような方で進めさせていただきたいということでございます。

それで今後、日本海系群につきましては、再建計画ということで5年間ということではなくて、2年とか3年程度の間には当然再建計画の進捗状況を確認しながら今後の管理をどうしていくかということになりますので、5年間放ったらかしというようなことにはならないというふうに認識をしていただけるといいんじゃないかと思ひます。

あと過去に私も管理課長をやっていたときに経験で申し上げますと、スケトウダラ日本海系群につきましては、毎年の資源量の変動に応じて、柳川委員がおっしゃいましたようにTACが1,000トン、2,000トン動かすというときに大騒ぎをしていたわけです。そういうのは割と物すごく生産的でないというか、部分がありまして、一応一定の漁獲シナリオに基づいてやりますということにすれば、そこで一喜一憂して大騒ぎするということではならないので、もうちょっと前向きな形で取組が関係者とできるんじゃないかということで、それについて御理解を頂けると有り難いなというふうに思ひます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 3つコメントあるんですけども、まず柳川委員からもありました目標管理基準なんですけれども、やっぱり古い時代のデータが入っていないので、なかなか難しいかなというのはありますよね。例えば皆さん一番関心があるクロマグロ、あれも戦後開発が始まったというか、新しく漁業が始まったわけですよね、新しい機材。でも、一番高い資源量がたしか初期資源の2割ぐらいなんです、戦争時代は獲っていなかったと思うのに。そこは外挿して出しているんで、私としてはしっくりこないんです。漁業やっていないのに何で魚獲る前からいないのという。だから多分そこは将来的な課題かなというふうに思いますし、もう1つの側面としては、産業としてそこまでの量も水準も要求していない、実態として取らないのに目標とされても困るみたいなことは実際にあるわけです。日本海のイワシなんかもそうだったと思うんですけども、獲れもしない量を目標にされても困るので、そこはMSYじゃないけれども、代替基準というのを考えていく必要があるんだろうなと思います。

それから2点目は繰越しなんですけれども、繰越しはいろいろなやり方があって、初めから何%、例えば5%とか枠を決めるやり方もあるし、クジラなんかだとブロッククォーターで5年間の総量が決まっていて、いつ獲ってもいいみたいな、最初の年に全部獲ってもいいし、そうすると違う β じゃない管理基準というか計算基準を導入しないといけないんです。水研に宿題を出すようで何なんだけれども。そこも含めて、ここは研究としてちゃんと調べた方がいいんじゃないかな。これだと今だと場当たりの漁業者から聞いたやつを次々リクエストに応える格好で、多分漁業者の方も研究者の方も次々出されて一生懸命計算して出すだけなので説明もうまくないんだと思うんです。例えば今年ゼロで1匹も獲らないで来年ABCの2倍取ったら増加量の2倍ぐらい獲るわけだから減って当たり前なんですけれども、そういう分かりやすい説明をする工夫も研究所の方に求めたいというか、分かりやすい事例を。でないと多分、ぱっと聞かれても分からないと思うんだよね、何で去年獲っていい量、今年獲ったら駄目なんだというのは。それを今言ったように、絵で見せたらすぐ分かるというか。その辺の工夫も必要かなと思いました。繰越し自体の計算方式についてはまだ研究の課題としてあると思いますけれども。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。こういう考え方もあるということでコメ

ント頂きました。

ほかにございますでしょうか。山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

私自身はステークホルダー会議に参加ができなかったので、1つ御提案といいますか、非常に今後のプロセスで重要になってくる点として、ステークホルダー会議でどういう意見が出て、それに対して水産庁さんなり水研さんはどういう対応をしたのかというのが少し分かりやすい対照表みたいなものを公開していただけると、今回だけではなくてこの次のステークホルダーによりよくどうやってコミュニケーションができるのかとか、そういったことが外部の方も含めていい材料になってくるのではないかなと思います。恐らく話された内容でも受け取る側と話された側で違う理解があることもあるような気がしますので、そういったものは全部一言一句ではないんですけども、どういう要点的に質問や意見が出て、それに対してはどういう反映をさせたのか、又は反映はさせなかったけれどもどう酌み取ったのかみたいな対照表みたいなものがあると、非常にNGOであったりとか市民社会としては非常に分かりやすいなと思いました。

あと2点目は、やはりMSYの問題は始めたばかりですので大変難しいとは思いますが、やはりベスト・アベイラブル・サイエンスを充てるしかないという意味では、今ここでやはり進めていただくしかないだろうというふうに思います。なので、その点では非常にいろいろな御苦労であったり新しい調整をされたという点が非常に有り難いと思っております。

一方で、田中先生もおっしゃられたように、この後非常に新しいやり方だったり新しい情報収集の手法が入ってくると、5年に1回の見直しではもしかしたら少し皆さんにとっては長く感じられる点について、今度毎年やると毎年変わってしまうというのも混乱を招くかもしれないんですけども、2年とか3年とかに一遍みたいな少し短い期間でもう一度試算が入るとか見直しのステークホルダー会議が入るということを言われると、もう少し皆さん安心されるのではないかなと思いました。

あと一点、日本海北部系群というのは以前からずっと資源状況が悪くて、回復計画があるようでどう回復したいのかというのが私にはよく分からなかったんですが、今回ようやく暫定管理基準値というのは言ってみれば国際的に回復目標をしっかりと立てられたということだと思います。これに対してタイムフレームも入れられたというのは非常に分かりやすく、この数字がどうかというのはこの先揉むとしても、この方向性というのは本当に

一般の社会的な目線ではすごくやられている管理が分かりやすくなったという点では評価をさせていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

最初の御提案のステークホルダー会合での議論の周知の方法につきまして、魚谷資源管理推進室長から何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 現状では、ステークホルダー会合の議事録、逐語のものを載せているんですが、物すごい大量なページになっていますので、あれを全て読んで理解していただくというのは大変な作業になると思います。そういう意味では、主な意見がこういうものがあって、これはシナリオにこう反映されましたとか、水産庁としてはこう考えて、こうお答えしましたというような表を作るというのは、皆さんに理解してもらう上では有効な方法だと思いますので、やり方について検討したいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。大森委員。

○大森委員 山内さんもさっきおっしゃったんですけれども、先ほど藤田部長が、この資源再建計画、これを5年放っばらかしにしておくと、そういうわけじゃないというお話をされましたので、是非、漁業者の方々にこの再建計画に基づいた進捗、これをどう評価して、それをどう展開していくかというようなことを、できれば具体的に、こういう方向でいきますよというものを示していただくということができれば有り難いと思います。よろしく御検討ください。

○山川分科会長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特にございませんようですので、スケトウダラ日本海北部系群に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

特に御異論がないようですので、そのように決定いたします。

次に、スケトウダラオホーツク海南部について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、まず水産研究・教育機構の森部長から資源評価結果の説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長 それでは、85ページからがスケトウダラ・オホーツク海南部に

なります。

まず86ページを御覧ください。スケトウダラ・オホーツク海南部は北海道のオホーツク海側を対象としております。系群という名称をつけておりませんのは、恐らくサハリン東岸との来遊、またがり資源ということで系群構造が不明であるということをご前提としております。更に日本水域で近年産卵場というのではなくて、成長のために来遊する資源というふうな認識でございます。

1つ下の4に漁獲量の推移がございまして。かつてはロシア水域まで操業できましたので、30万トン近くの漁獲が1970年代とかあったんですけれども、近年は日本水域で、また大きく主力の沖底船が減っておりますので、近年は多くても5万トン強、2019年が5.6万トンという形で比較的低い水準で安定しております。

次の87ページ5番目に資源量指標値、この海域はやはりスケトウダラを狙う、狙わないというのがございまして、ここは沖底のCPU Eから狙いの部分を出して資源量の指標値としております。これで見ますと、やはり1996、97、98年、低いんですけれども、比較的近年増加傾向の中で増減して2019年は非常に高い近年最大になっております。

ページをめくっていただいて88ページでございまして。このような資源でございまして。この海域のスケトウダラはロシア水域と日本水域に連続してまたがって分布してございまして、日本水域内に産卵場の形成が確認されておられませんので、生活史の一時期に日本水域に来遊するものと想定しております。ロシア水域の情報というのは実際ほとんどありませんで、我々の方と足して計算することができない。そういう状況でございまして、緑の枠に囲ってありますように、漁獲管理規則ABC算定の基本指針に従って計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難であると。要はMSY等の推定はできないということでございます。そのため、現実的には本資源、来遊量の年変動に配慮しながら漁獲を管理することが重要であるというふうに結論付けております。

その下に代替値、何もなければ資源の状況もなかなか判断できないということで、ここは先ほど示したCPU Eを基に平均的な水準、過去最低水準というものをそれぞれ計算で出しております。2019年、一番右ですけれども、先ほども言いましたように資源量指標値としては平均水準を大きく上回って過去最大水準にまで上がっております。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きまして、別紙の方を説明させていただきます。資料2-1のセットの49ページでございまして。スケトウダラ・オホーツク海南部ということで、今ほど森

部長から御説明ありましたが、またがり資源ということでABC等算出できないということで、要は、法律上の目標管理基準値、限界管理基準値を定められないということでございます。一方で、法律では、それができないときはその他の目標となる値を定めるということになっておりまして、目標のところに書いてございますけれども、代替値として、研究機関の方がお示ししていただいた指標を代替値として、その他の目標となる値ということにしたいと考えております。具体的には沖合底びき、かけまわし漁法のCPUEとして過去の平均水準という数値3.41トン／操業という形をこの目標としたいということでございます。

シナリオでございますけれども、こちらについてはこれまでと同じ考え方でございます。近年の最大漁獲量を考慮してTACを算定するという考え方でございます。

続きまして、令和3管理年度のTACとその配分について御説明をいたします。資料3-1のセットの19ページになります。資料3-4でございます。近年の最大漁獲量を考慮して設定ということで、TACとしては5万6,000トンでございます。

めくっていただいて21ページの方に配分のお案をお示ししてございます。沖合底びきに5万5,400トン、北海道については「現行水準」という形の配分案としております。

パブリック・コメントについては特段提出がなされていないということでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、ただいまの……柳川委員。

○柳川特別委員 ステークホルダー会議のときは確認させていただいたんですけども、2020年度のTACが3月までということで、今まだ操業中なんです。昨日から氷の関係があってオホーツク、休漁に入りましたけれども、また3月10日まで休んで、3月にまた動きますので、今のところ5万4,000トンぐらいの消化に沖底だけでいっているの、また3月にはどうなるか分からないんですけども、最近は3月も魚が獲れるようになってるので、3月の結果で一応今年度のTAC消化が出ると思いますので、一応今日の数字はこれでいいんですけども、ちゃんとステークホルダー会議のペンディングということになっていたの、今年度の漁獲実績を見てまた見直しをしていただけるということの確認です。

○山川分科会長 御意見ですけども、いかがですか。

○資源管理推進室長 こちら近年の最大実績を基になっておりますので、今回は5万

6,000トンで設定をしますけれども、今後の今年度の漁獲状況で、それを超えるような場合については、それを基に期中改定という形になるかと思っておりますけれども、こちら諮問案件ということになりますので、そこはタイミングを見てお諮りして増やすということの対応も進めるという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。ウェブで参加の委員の方、いかがでしょうか。

では、特にございませんようですので、スケトウダラ・オホーツク海南部に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTAC設定とその配分につきましては、原案のとおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、スケトウダラ根室海峡について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、まず水産研究・教育機構の森部長から資源評価結果の説明をお願いします。

○水研機構底魚資源部長 89ページからが根室海峡になります。1ページめくっていただいて3のスライドが分布図で、一応4系群の分布図の中で比較として根室海峡とありますけれども、実際我々が把握できるのはこの根室海峡に産卵場があって日本が使えるエリアの漁場というのが分かるんですが、それ以外の分布情報についてはほとんど情報がない集団になっております。そのため、この海域についても系群という名称は使っておりません。

その下4番が漁獲量の長期的な推移を示しております。1989年までは、この狭い海域で5万トンを上回る漁獲があったんですが、その後急激に減少しております。漁獲努力量、減船等も行っているんですけども、ほとんど資源の回復が見られず、近年努力量が低いにもかかわらず、漁獲もなかなか伸びないという状況が継続しております。

5番目が漁獲量以外指標値ということで刺網のCPUEを基に現状の解析をしているわけでございます。やはり1980年代、非常に高いんですけども、その後はばたっと落ちて、近年更にもう一段下がっている状況でございます。2019年、ここに数字ありますように0.71ということで過去最低になっております。

最後の92ページのところに、この評価について提案になりますけれども、この水域の資源も隣接水域にまたがって分布しておりまして、日本漁船の操業水域は主に産卵のために

生活史の一時期に来遊すると。先ほどのオホーツクが成長のために来遊するのと異なって、ここは産卵のために来遊すると。それ以外の時期はどこにいるか分からないという資源です。隣接水域内での再生産加入というのは、その場での量というのは分かるんですけども、結局漁獲状況というのが分からない。日本漁船の操業水域における情報のみでは資源全体の漁獲圧、資源量など定量的に評価することは難しいという状況ですので、先ほどと同じように緑の枠でくくっておりますように、管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案というのはできないというふうに書いております。

本資源ではやはり同様に来遊量の年変動に配慮しながら漁獲を管理することが重要というふうに結論付けさせていただいております。

ここでも8の方に資源管理の方針に関する検討のための代替値ということで、先ほどお示しいたしました資源量指標値の平均的な水準と過去最低値というものを示しております。現在は平均水準というのがどうしても過去非常に高いところがありますので、実は平均水準で資源が保持されたことというのは過去1回ぐらいしかないようになっているんですけども、近年は比較的低い水準で安定していると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○資源管理推進室長 それでは、引き続きまして別紙の方の説明に移らせていただきます。資料2-1のセットの50ページ、別紙2-11スケトウダラ根室海峡でございます。こちらについてもまたがり資源ということで、先ほどのオホーツク海南部と同じでございます。

まず目標でございますが、その他目標となる値ということで、研究機関の方からお示しいただいた代替値、具体的にはスケトウダラの固定式刺網漁業におけるC P U Eということで0.71トン／隻日ということでございます。こちら過去の最低水準、正に今、最低水準であるということで、これを割り込むことのないようにという形の目標設定としております。

シナリオについては、先ほどと同じように近年の最大漁獲量を考慮して、漁獲可能量を算定するという形です。

次の管理区分ですけれども、こちら沖底で獲っているものではございませんので、大臣管理区分としては大臣許可漁業、獲れたときに報告の対象にするというだけの区分の設定としております。

続きまして、令和3管理年度のT A Cとその配分について御説明いたします。資料3-1のセットの23ページ、資料3-5でございます。近年の最大漁獲量を考慮した設定とい

うことで2万トンとしております。

配分については、めくっていただいて25ページの方に書いてございます。2万トンを北海道にそのまま配分するという形でございます。

こちらについてもパブリック・コメントについては特段提出を頂いておりません。

説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。ウェブで御参加の委員の方々、よろしいですか。

では、特にございませんようですので、スケトウダラ根室海峡に係る資源管理基本方針の別紙及び令和3管理年度のTACの設定とその配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

では、異議がございませんようですので、そのように決定いたします。

次に、スルメイカについて、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 それではまず、スルメイカの資源評価結果につきまして、水産研究・教育機構の大島副部長から御説明お願ひします。

○水研機構浮魚資源副部長 ただいま御紹介いただきました大島でございます。

変動の大きい単年性資源であるスルメイカの令和2年度の資源評価の結果について、説明いたします。

説明資料は93ページから始まります。1枚めくっていただいて四角の3からまいります。まず生物学的なところですが、スルメイカは、今言ったとおり単年性です。すみません、まず冬季発生系群の方から説明いたします。冬季発生系群ですが、産卵期は12月から翌年の3月、冬季です。産卵場は東シナ海となっております。

漁獲量、四角の4に移りまして、これを見ておわかりになりますとおり、非常に水準が劇的に変わってきているというのがありまして、90年代、漁獲量の水準が上がりまして、2015年以降また再び漁獲量の水準が下がったという状況になっております。この冬季発生系群に関しては、日本以外に韓国、ロシア、中国が漁獲しております。

次の四角の5に移りまして、この結果は資源量と親魚量です。資源量というのは漁期が始まる前の資源量、つまり加入量を指しまして、親魚量というのは漁期が終わるところまで生き残った資源量、つまり親魚量となります。両方似たような変動をしておりまして、

80年代は低水準で、その後90年代から2015年ぐらいまで高水準で推移していると、その後、低下している。両方低下しております。特徴としては、低水準・高水準であった年も毎年の変動が大きいと、これが本資源の特徴で、つまり1年魚で構成されていますので、毎年の加入の大小がそのまま資源の大小になっていくというのが、この結果の特徴であります。

四角の6です。再生産関係を見ますと、環境の影響を非常によく受けると考えられる資源なんですけれども、親子の関係がちゃんとしっかりあると、つまり、親が減れば加入が減るという結果を示しております。近年なんですけれども、低水準の加入が続いております。

ページをめくりまして四角7の管理基準値です。管理基準値に関しては、ここにお示したとおりの管理基準値となっております。限界管理基準値と禁漁水準に関しては、こちらは秋季発生系群も同じなんですけれども、一般的なパーセントを使っていない。つまり限界に関しては一般の60%ではなくて85%、禁漁に関しては、一般に使う10%ではなくMSYの15%を適用しています。限界管理基準値なんですけれども、加入が良くなったらすぐにこの目標に戻るようなところでラインを設定しております。

神戸チャートの方に移りまして、ぱっと見て分かりますとおり、歴史上ほとんど漁獲圧は適正の水準を上回っていると、近年に関しては資源水準も低下をしております。資源の置かれる状況はレッド・ゾーンにあると言えます。最近年なんですけれども、この青い丸で囲ったところでもありますけれども、限界管理基準値を割っているという状況であります。

この後、四角の9で示しました漁獲管理規則に従いまして将来予測を行った結果についてお話しいたします。将来予測の結果なんですけれども、11ページに示しております。将来予測には直近年の低加入の状況を踏まえて、少なくとも近い将来、直近5年に関しては低加入が続くという形で将来予測を行っております。一番下の将来の漁獲量のところの2021年を見ていただきますと、安全率を1.0から0.5に変えて将来漁獲した場合、1.4万トンから7,000トンの漁獲になると、これが2021年です。2021年はこれくらいの漁獲になるという結果になっております。

冬季発生系群に関しては以上で説明を終わりました。秋季発生系群の方に説明を移します。102ページを御覧ください。四角3のスライドから始まりますけれども、秋季発生系群、秋の発生系群の産卵期ですけれども、10月から12月で、産卵場は北陸沿岸域から東シナ海と、この秋季発生系群に関しては日本海が主な分布域となります。

秋季発生系群ですけれども、日本のほかに中国、韓国が利用しております、四角の4で示したこの漁獲量の図なんですけれども、緑の部分が日本と韓国の漁獲量の総和で、赤の部分がこれは中国の漁獲量の仮定値です。中国の漁獲量に関しては公表値がないことから、いろいろな文献調査を行いまして毎年15万トン獲っているという仮定を置きまして、漁獲量として与えております。近年の傾向なんですけれども、漁獲量は減少傾向であるということが見られます。

四角の5に移りまして、資源量と親魚量です。先ほどの冬季発生系群と似たような変動を示しまして、90年代に高水準期になって2015年以降、低水準になっていくと、これが資源量、親魚量共に似たような変動をしていくと、同じ特徴として毎年の変動が大きいというのが見られます。

四角6の再生産関係ですけれども、こちらの秋季発生系群に関しては、ホッケー・スティック型の再生産関係を適用しております。

飛びまして四角8です。これは神戸チャートです。近年はこの赤いゾーン、資源の置かれた状況としては赤いゾーンにあるんですけれども、これまでの歴史上はこの緑のゾーンにもあったというのが、この秋季発生系群の特徴であります。最終年、この青色の丸なんですけれども、資源の置かれた状況としてはレッド・ゾーンにあるんですけれども、前年よりも資源量は増加しましたので、親魚量は増加いたしましたので、限界管理基準値を上回ったという状況であります。

将来予測の方に話に移りますけれども、将来予測に関しては四角の9で示しました漁獲管理規則で、これも同じです。

低加入シナリオによって将来予測を行っております。例えば一番上の目標管理基準値の表を見ますと、 β を1.0から0.5で将来の漁獲を行った場合、10年後の2030年に50%以上で目標管理基準値を上回るのは、0.9以下であれば上回るという状況であります。将来の漁獲量ですけれども、2021年に関して見ますと、 β を1.0から0.6で変えた場合、そのときの漁獲量は20.3万トンから11.4万トンという形で予測されております。

以上が将来予測までの結果でございまして、最後、追加の情報をお知らせいたします。13枚目を御覧ください。13枚目のこのスライドでは、スルメ資源の変動による将来の漁獲量の変動について説明しています。昨年10月14日と12月4日にスルメイカの資源評価結果について公表しております、特に12月4日の公表ではデータを1年追加した形で結果を公表しております。

安全係数をこのスライドで示しているんですけども、安全係数を0.9とした場合の2021年の予測漁獲量は、最初の公表、10月14日の公表分では6万トンだったんですけども、12月4日分ではデータ更新後3倍に増えて18.7万トンになりました。これは2021年の漁獲量が上方に修正された要因としては3つの要素がございまして、最も影響が大きかったのは、2020年の資源量が当初10月14日の時点ではモデルから予測された資源量であったのに対し、12月4日、2回めの公表では実測値に変わりました。それによって2020年の資源量が上方に修正されまして、全体として予測される2021年の漁獲量も増えたということになります。

一般的に将来予測は過去の加入量の変動を十分に考慮した予測を行うんですけども、最終的に平均的なところで将来の予測結果を検討します。しかし、単年性のスルメイカでは毎年の加入量そのまま資源量になることから、平均的に見た将来の資源量と実際の資源量の差が大きくなってしまうというケースが今回のケースでありますし、このスルメイカに関してはこのようなケースが多いのかと考えられます。今回の資源評価では、利用可能な情報を駆使して最善な資源評価を行ったのですが、このような単年性資源の予測の難しさということが、今回、課題として残りました。

以上で、スルメイカに関する説明を終わります。

○資源管理推進室長 引き続きまして私の方から、スルメイカに関する基本方針の別紙ということで御説明させていただきます。

資料2-1のセットの51ページでございます。この中身についての説明に入る前に結論を先に申し上げますと、今ほど大島副部長から御説明があったように、特に秋生まれの系群について資源評価、データ更新した結果として、通常ベースでのABCが3倍に上方修正されるという結果となったということでございまして、この結果を見て、水産庁としても、今回お示しいただいた結果、要は魚漁法に基づく目標管理基準値、限界管理基準値も頑張ってお示しいただき、 β 管理のための将来予測もやっていただいたんですけども、この結果に基づいて、10年後を見据えて今後5年間の目標なりシナリオを定めるというのは、ちょっとまずいんじゃないかというような判断もありまして、そういった資源評価あるいは管理のやり方、あと外国船への対応、そういったところを1年間掛けて詰めるということで、結論としては、暫定的に来年のTACは前年度令和2年と同じ5万7,000トンとするという考え方をお示ししてございます。

ということで資源管理の目標については、表にありますように、単年性の魚であるスル

メイカの特性、分布域が変動しているという状況を踏まえて評価手法の改良を進めるということで、次回の資源評価の結果を踏まえて目標値については定めるということとし、あとシナリオについても同様に、次の資源評価の結果あるいは関係国の漁獲状況、資源管理の取組状況、あとステークホルダー会合を開いてシナリオを定めるということで、来年は前年同という暫定的な形という案としております。

若干、ステークホルダー会合での議論について御紹介をします。資料2-9のセットの117ページ、資料2-10とございます。こちら、スルメイカのステークホルダー会合を12月に開催したもので水産庁が御提示した資料からの抜粋でございます。基本的には水研機構の方からお示しいただいた目標管理基準値等々御説明した後に、冬季系群については特に限界管理基準値を下回っているということで資源再建計画の対象と、ルールどおりにいけばそうなりますという話、あと119ページの方へ行っていていただくと、将来予測に基づいて通常パターンで10年後の目標管理基準値、達成確率5割以上、あるいは、あと、単年性ということで5年後に限界管理基準値を上回る確率というのも示して、これも5割以上という形で考えると、冬季系群については β は0.5になります、あるいは下の方へ行っていていただいて秋季系群については β は0.9になりますという、通常パターンではこうなりますというのをお示しをし、次の120ページにまいりまして、評価は系群を分けてやっていますが、管理としては1本でやる考えですというのを示した上で、評価・管理上の検討ということで、120ページの下段にいくつかの課題を挙げさせていただいて、御説明をしたということでございます。

これ1つめのポツです。「スルメイカは、単年性の魚種であることから」と書いてありますが、これは使ったときの資料が誤りがありまして、当日は口頭で修正させていただいたんですけれども、「通常の資源評価手法を用いると、2年前」と書いてございますが、これは「1年前」です。「1年前にいなくなった資源量を基に、そこから」、あと「3年後以降」と書いてございますが、ここは「翌年以降」の間違いでございます。「そこから翌年以降の資源量を推定し漁獲量を計算する」と、そういったことで複数年寿命のある魚種よりも格段に難しい問題になっていると、資源評価はですね。他国、欧米等でも単年性のイカについては、代替指標を用いるといった形での評価、あるいはその評価に基づくTAC管理というのが行われているということで、我が国のスルメイカ資源についても、そういった資源の特性に応じた資源評価手法の開発とTAC管理への応用が求められているということで、水研機構を含む研究機関の方に来年の評価に向けて手法の開発と検討をお

願いたいということが書かれてございます。

121ページについては、上段に21年の評価結果更新前・更新後で秋生まれについては3倍になりましたというのも含めて、近年の目標値等を一覧表にしております。

また、121ページについて、中国、韓国、ロシアに対する資源管理の働きかけということで、この資源についての管理ということでは、こういった国への働きかけ、あるいはそういった国に資源管理をやってもらうというところが、非常に重要なことだと思いますので、こちらについても書かせていただいています。

ここまで、当日のステークホルダー会合では説明した上で、通常であれば水産庁として採択可能と思うシナリオはこれですよとお示しするんですが、それはせずに、皆さんの率直な御意見をお伺いしたという形です。

最終的に、この122ページの方へ行っていただいて取りまとめの部分、議事概要から抜粋したものですけれども、我が国の漁船による漁獲割合が減少してきているという中で、関係する外国等との適切な資源管理措置の実施を踏まえたTAC管理を進めることが重要だということがありました。この点については、交渉事なので公の場で具体的にどうするというのは差し控えるということでしたが、努力していきますという発言を水産庁の方から御説明をしたということでございます。

資源研究サイドの取組に関しては、非常に努力されてきたということは評価しつつも、今回示されたような結果に基づいてTAC設定、トータルで19万トン某になるわけですが、それを行うというのは間違ったメッセージになるのではないかという指摘もあったということです。

あと資源評価について、単年性の資源であるがゆえの難しさ、変動の大きさ、管理に関しても改善を進める必要があるというような議論の総括をした上で、一番下、(8)にございますが、令和3管理年度のTACは暫定的に前年同の5.7万トンということで、資源評価等の進捗を踏まえて、再来年に向けて来年度に再度ステークホルダー会合を開催するという形での取りまとめとさせていただいたところです。

これについても、その場で、例えばこれまでのやり方で新しいデータを使って、部分的にでも使ってやるべきじゃないかというような御意見があって、そのまま前年同というのはいかがなものかというような御意見もその場でございました。そういったところでございましたけれども、そういう業界、関係する方々でも、それぞれの立場で異なる利害というか、異なる理屈もあったりして、そういう中で暫定的な対応としてやむを得ず取り得る

選択肢としては、前年同ということだということだということで水産庁としては考えまして、パブリック・コメント手続に、この形で付しまして諮問もさせていただいているということでございます。

単年魚という特性も踏まえた資源評価手法の改善ということでございますけれども、今後1年でやっていくという形になってございます。どういうやり方、方向がいいのか、今回、いろいろな御助言なり御示唆もいただければということで、次のページ、123ページに参考の表として、資料2-11ということで、世界のイカ管理の例ということで、いろいろな国で、水産庁の方で調べた、どういう形で評価なりをやって管理につなげているかというのを、簡単な一覧表としたものを付けさせていただいております。これについても後ほど御助言、御示唆いただければというふうに考えております。

ということで、別紙の方の説明は基本的に以上になります。資料2-1のセットの51ページの方では、大臣管理区分については沖合底びき、大中まき、大臣許可のいか釣り、小型するめいか釣りといったところを区分として設けているところでございます。

続きまして、令和3管理年度のTACとその配分についてでございます。資料3-1の27ページ、資料3-6というものでございますけれども、こちらにございますTACとしては5万7,000トンということで、配分については29ページの方に、この5万7,000トンをお大臣管理区分に数量明示で配分をし、都道府県分についてはいずれも「現行水準」という形とさせていただいております。

それでパブリック・コメントですけれども、頂いているものとしては、この前年同という暫定的なやり方について支持をするという意見、あるいは逆に、根拠がないということで反対だという意見を頂いております。それ以外については、資源評価を改善、あるいは外国への働きかけというところについてのコメントを頂いております、それも踏まえた諮問とさせていただいているところでございます。

説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に、はい、柳川委員。

○柳川特別委員 何回もすみません。

基本的に今回のTACは、全く私というかは認めていないです。先ほど言いましたように、資源評価の根拠が全くないような数字が出てきてこれでやりなさいというのは、基本的に信じられない。今までさんざんTACのことをやってきましたけれども、資源評価に

基づかない、評価に基づかないTACはやっていないはずなんですよ。今回は、この間のステークホルダー会議でも出ましたけれども、水研機構さんが出していただいた数字は全部それなりに参考にしてTACになってきているんですけども、イカは今まで急に単年性になったわけじゃないわけですよ。今まで単年性の中で資源評価をやってきたのに、新しい方式で計算したらこうなっちゃいましたというんだったら、前の計算式でやってみたらどうなのかということも言っていたんですけども、それはできないということがあったんですけども、そういう計算をしてもらったらどうなるかということじゃないと、なかなか納得できないというのがあります。

それと、イカはいろいろな世界的に獲っているという中で、19万トンという数字が参考値で出ていますけれども、この数字が一応ホームページにも出てくるような世界ですから、例えば中国が分からないといいながらも、中国はこれ見たら日本人、馬鹿じゃないのと、こんなにいるのに獲らないのかと言うような人もいるかもしれない。日本だけ一生懸命我慢して、私たちは獲ってしまうというようなことにもなりかねないということで、基本的に何で去年と同じにしなきゃいけないのかということと、今年1年掛けてまた資源評価を新しくやっていくということですけども、もし来年これできなかつたら、また今年と同じ数字になっちゃうのかということになるわけです。資源評価の結果がまた今年と同じような数字、評価的にですよ、なったときに、またそれは認めないで、やっぱりこれもおかしいから去年と同じよということになっちゃうんじゃないかと、そうしたら一生このままになっちゃうんじゃないかということがあって、非常に矛盾があるんだと思うんです。

評価があって、評価に基づかないTACというのが、先ほど外国のあれ出ていますけれども、外国で評価しているわけですよ。今回全く評価に基づかないTAC数量が出てきていて、これをのみなさいと言われても、なかなか私としては全然納得いかないというところがあるんで、本当にもしあるんだったら、せめて今年また研究されるんでしょうけれども、資源評価の結果がある程度2020年のデータが入っているわけですよ。21年に向けて今評価をやるということであれば今年中に、ある時期ですけども、21年度の評価が出てくるはずなんですよ。21年度の評価が出たときに、この数字はやっぱりおかしいとなったら、そのときに見直してほしいんですよ。低くなっちゃうかもしれないですけども、見直しするぐらいじゃないと、データがちゃんとあるのに、評価ができていのに、数字が例えばこれ以上になったときに見直さないというのはどうも、でも、聞いていると、22年度のTACからはそういうふうにしますというような説明なんで、どうもそれも納得

いかないんですよ。その辺が個々あるんですけども、基本的にこの5万7,000、去年と全く同じという理屈が全く分からないというのが本音です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

坂本委員。

○坂本委員 本来だったらそこでお答えいただくところなんですけれども、柳川委員が今いろいろ言われたこと、私も全く同じような意見でありますんで、あえて更に付け加えて言いますと、柳川委員が先ほどおっしゃったように、これ暫定的ということでこの場ではこういう話になるわけですよ。でも、表に出てくる数字というのはこのTACの数字しかもう出てこないわけなんで、そここのところで我々このところでは、この数字自体には非常に疑問があるんだと、だから再来年度なんていうことを言わずに2021年の年度において変更できるのであれば、年度途中であっても変更を掛けていくんだというようなそういう意気込みとか考え方というのは、水産庁さんにあるのかということをお聞きしたいなというように思っています。

今朝のNHKのニュースでも大和堆の話というのがありましたし、このスルメイカに関しては、今、日本の資源の中では非常に国際的にも問題になっているものであるし、国民的な関心というのが高まってきているように思うわけなんです。ですから、こここのところですっきりした考え方というのは、もちろん国際的にも出さなきゃいけないわけなんですけれども、まず日本の国としてこういう考え方なんだということのを打ち出せる、ある意味チャンスだと思うんです。そここのところを、このTACを暫定的にこういう形にしました、来年度においても特別何かアクションは取りませんみたいな、再来年度に対していろいろな検討は加えていくけれども、来年度に関しては途中でいろいろな見直しなりなんなりというようなことというの、考えているのは今の段階ではありませんよみたいなそういうメッセージになってしまうというのは、ちょっとどうかなというふうに私は思うんで、その辺のところを水産庁さんにお聞きしたいというように思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

あとオンラインで谷委員と山下委員も御発言を希望しておられますので、まず谷委員、御意見よろしくお願ひいたします。

○谷委員 谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

水産庁から説明されたスルメイカのTAC設定等について、特段私の方で異存はありません。

せん。

一方で、スルメイカの資源利用において周辺国の漁獲量が我が国の漁船によるものよりはるかに多いという状況は、東シナ海のさば類などと類似していると思っております。そこで申し上げたいのは、まず国として周辺国との共同管理の実現に向けた努力を行っていくとともに、こうした特殊な状況下で厳しい資源管理を私たち漁業者に求めるならば、積立ぷらすをはじめとする支援策の充実・強化についても是非よろしく願いをいたします。

また、国際的な管理に向けた進捗状況、外国漁船の漁獲による資源への影響などの検証を、しっかりと行って御報告いただきたいと思いますが、水産庁のお考えをお聞かせください。なお、限界管理基準値を下回って資源再建計画を策定する場合には、こうした検証を行うことを計画にも明記することを併せてお願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、山下委員、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

○山下特別委員 よろしく申し上げます。全国いか釣り協会の山下です。聞こえますか。

○山川分科会長 はい、聞こえております。

○山下特別委員 この場をお借りし、私どもいか釣り漁業者として一言発言させていただきたくお願いいたします。

近年、スルメイカの資源減少により不漁が続き、中型いか、全国で昨年は8隻が廃業、本年も3隻が廃業することと聞いております。報道では中国漁船が日本海で日本の19倍に当たる15万トンのスルメイカを漁獲していると推計されています。また、中国漁船は虎網や2そうびきによる網での漁法であり、ほかの漁業にも深刻な影響が出るのではないかと憂慮しています。

資源管理に取り組むことは漁業を続ける上で重要なことだと思っておりますが、このような状況では資源管理の意味があるのか疑問に感じております。日本の水産資源を守るため国際的な資源管理の取組、また、外国漁船の違法操業に対し、漁業関係者一丸となって大きな声を上げていただくお願いをいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

あと三國委員からも御意見ございますので、三國委員によろしく願いいたします。

○三國特別委員 三國でございます。

私の方からは、私は現場と沿岸の漁業者ですけれども、本当に沿岸では資源の数量といえますか、それが毎年少なく、沿岸で獲るのが少なくなっている現状でございます。そのために主にうちの方の前浜は冬生まれ群が主でございますけれども、かなり去年の量を見ても低い状況にありますので、まずこのような状況の中で資源を代分けしたりするのが困難であるスルメイカにおいては、本当に沿岸としては資源を回復させるためにどういうことに取り組みばいいのか、これを考えないといけないと思っていますので、いろいろな話を聞きますと、中国で中国漁船が獲っている数量は15万トンと極端に多いわけですけれども、これも実際の重さは分からないと国も言っているわけです。

そういう状況下の中で、ほとんど聞いたりしても、日本海の大和堆でも極端に大型船の漁が少ないみたいで、そういう状況下でありますので、まず諸外国との関係も含めてどういふふうにすれば資源が増えるのか、もう少し国としても検討してもらえればと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

5名の委員の方々から御意見いただきましたけれども、水産庁から答弁ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 まず柳川委員から、前年同というところの考え方について根拠がないと、パブコメ等でも頂いている御意見でございます。これについては、こういう状況になっていることについて、水産庁の責任だというふうに、そこは痛感しております。そういう中で、科学的に、今回頑張って研究機関の皆さんに出していただいたものを使わずに暫定的にやるという中で、暫定的なやり方として何があり得るのかというのを考えたときに、選択肢としてはいくつかあるんだろうと思うんですけれども、科学的な観点でどれが一番いいのかというのなかなか決められない状況だと思います。

また、今、いろいろな複数の方々から御意見いただきましたけれども、それぞれの立場で意見が異なっているという中で取り得る考え方というのは、要は、部分的に新しいデータを使うとかそういうことではなくて、前年同ということしかないんじゃないかというのが、水産庁の考え方でありまして、そういう意味では、科学的な根拠に基づいて前年同としているものではないというのは、確かにそのとおりでございます。これは行政の立場での判断ということになります。

あと、1年でできなかつたらまた同じになるんじゃないかというような御懸念ござい

ます。確かに現時点でどうしたらいいという具体的なアイデアがあるわけではないです
で、1年間で本当にできるのかという御心配、御懸念されるのはもっともだと思います。
一方で、こういう形で1年間でやりますという話は基本方針の中にも書いてございます。
この概要紙だけではなくて基本方針の文言としても「暫定的に」という文言も入ってござ
いますので、そういった中でそれなりのものは1年後に示せるように、私たち水産庁、研
究機関と努力して取り組んでいきたいということでございます。

あと一方で、要はそういうのを進める中で今年仮に5万7,000トンで設定することをお
認めいただいたとして、その後、今年の秋ぐらいに新しい評価結果が出たときに、それに
基づいて期中改定を、という考え方でございます。これについては、残念ながらこの場で
やります、あるいはやりません、ということをおし上げることはできないですけれども、
そういう新しいやり方というのを模索する中で、その内容によって、今漁期のTACの話
も含めて検討していくこともあり得るというふうには考えております。

ほか、ちょっと国際関係の話は私は直接の担当ではございませんけれども、皆さん、山
下委員、三國委員、谷委員から、それぞれの漁業の立場で御意見いただきました。そうい
ったものも踏まえて、引き続き取り組んでまいりたいというふうには考えております。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 藤田資源管理部長から御説明いただきます。

○資源管理部長 ありがとうございます。

複数の委員から御指摘を頂きました。まず韓国、中国との関係は皆様御承知のとおり、
韓国は平成28年以降、中国は平成29年以降、相互入漁の枠組みがありますけれども、実際
には入漁が整っていないという状況になっておりまして、向こうと協議するというのは非
常に難しい部分がありますけれども、協議の機会がある場合には、しっかりどうやって対
象資源の情報を得るか、あるいは協調して資源管理ができるかという、これは絶対にめげ
ずに働きかけをするということで考えております。

あと、こちらが講じようとする資源管理措置の内容につきましては、関係国とある程度
協調しているとか、そちらがどういうことをやっているかというのを踏まえながらじゃな
いと、日本の漁業者だけがあまりにも厳し過ぎるということでは、これは国内の納得が得
られないと思いますので、一律にルールを決めるということではできませんけれども、ち
ゃんとそういうものを踏まえながら検討していくということなんだろうと思いますし、そ
れに応じて具体的には申し上げませんが、支援措置の内容みたいなものも考えてい

くということだと考えております。

あと、先ほどの話とちょっとかぶるかもしれませんが、資源再建計画をやるということになれば、当然、資源再建計画の取組状況につきましては2年ごとに検証をしますので、そのときにそのときそのときの資源状態あるいは関係国の漁獲の状況というものを踏まえて、今後のことをどうしていくかということになるんだろうと思っております、その中でしっかり皆様方の意見も踏まえて、今後どうしていくかということを検証していくということだと思っております。

それと大和堆の問題につきましては、これは昨年もいろいろなところで大変問題になりました。具体的にどうするという話を、できますということを申し上げることはできませんけれども、しっかり日本のEEZ内で我が国の漁業者が操業できるように関係機関と連携をして、今年もああいう、昨年大分、漁業者の方に御迷惑をお掛けしましたので、そういう事態が生じないように連携して努力をしていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 今、藤田部長から御説明いただきましたけれども、資源の評価がこういう状況の中で、外国を含めた資源の管理をどういうふうにしていくのかということがアンマッチなのがスルメイカだということが、本当に明確なんです。ですから、国際的な資源の管理を国が責任持ってやっていただく、これが前提にないと、この資源評価に基づいてどういった形のものであっても、漁業者の方は納得ができない状況が今後も続いていくと思えます。

秋生まれと冬生まれの評価の状況が違うわけですから、今回この数量を前年並みにするという事は、沿岸サイドとしては協議会でも了解をしたわけですがけれども、本当に一つにした管理でいいのかというようなことも含めて、今後検討していただかなければいけないんじゃないか。全体厳しいんですけども、評価のこと自体にしても冬生まれは大変厳しいわけですから、このまま一つのままでいいのか、それと、さっきもいろいろな方がおっしゃったように、秋生まれの評価がこういった形が出ているのが間違った情報として、諸外国に正当性を与えるようなことがないようにお願いしたいと思います。

○山川分科会長 内田委員。

○内田委員 スルメイカの資源評価は非常に大変だというのはよく理解しました。資料2-3の105ページ目に、これは秋発生群ですが、ここでも親の尾数と加入尾数で示しています。これは一目して親子関係は確かにありそうだと、今は限られたデータの中ですけれど

ども、とにかく資源を今後維持して活用していく場合に、親が減り過ぎたら駄目ですよという単純なことが分かります。ただし、これ90%の信頼度の限界でしょうか、ここの範囲に入っている高い値と低い値を見ただけでも3倍程度の変動はある中で資源の評価をされているということで、これはTACに直接活用して細かいTACを決める場合には、この105ページの四角の10に書いてありますように、「海洋環境が不適であることにより」とかこういう表現は、とにかく海洋の環境あるいは餌の状態、捕食者の状態で、同じ親の量でも生き残りが変わって加入量が変わりますよというのを前提にされているわけですよ。だから、その中でどの程度の資源の評価を行っていくか。それからTACを定めるときに、科学的な知見をどの程度活用できるかというのも、しっかりと押さえていただきたいなと思いました。

これはアユも全く同じで、川から海に下って翌年上がってくるアユの遡上量の年変動を見ますと、全く同じ状況なんです。これは蛇足ですけども、水研センターの方にどの程度まで詰められるかというのもお聞きできればなと思いますが。

○山川分科会長 何か御説明ございますでしょうか。

では、大島副部長。

○水研機構浮魚資源副部長 ありがとうございます。

今、御質問いただいたこの105ページの四角の10のところ、今おっしゃったとおり水色の線で親子の関係が描かれて、その上と下に点線で示した90%信頼を考えています。今おっしゃったとおり、変動というのが大きいんですよ。これは私、発表の中で何回も変動が大きいと言いましたけれども、その表れかと思うんですけども、実際どんな将来予測をやるかといいますと、この水色の線を基本に将来予測をやるんですけども、当然このずれがあるんですよ。このずれもちゃんとこれを将来の予測の中に反映して将来予測を行って、確率的なところで見ておりますので、全くこのずれというのを無視しているというものではないんです。

ただ、今おっしゃったとおり、実際どういう環境がどれぐらいの影響を及ぼすのかというところが非常に需要だし、海洋環境がとても効くというのは、やっぱり年魚ですし、当然そういうことはあるんでしょうけれども、今のところどれぐらいの効果の大きさがあるのかというのはよく分からないもので、今得られている観測値の中から学んで将来を予測しようというのが、今の我々の取り組み方なんです。今おっしゃった実際の環境の効き方というのは、今後の将来の課題にしていこうと思っております。ありがとうございます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 お疲れのところ申し訳ないんですが、もう大分時間が過ぎていて、研究者サイドから2、3コメントがあるんですけども、管理基準と環境のレジュームの話とそれから外国船の話と、今まで水産庁は、親を保護して子供を維持して資源管理をしましょうと、こういう言い方をずっとしているわけです。クロマグロを例に考えると、クロマグロは3歳で卵を産み始めて4歳、5歳、20歳ぐらいまで親がいます。親を維持するには今いる親を保護する方法と、親になる前の若いゼロ歳、1歳、2歳を保護するという2つのやり方があるわけです、親の量を維持するのに。

じゃ、スルメイカはどうかというと、スルメイカは年魚ですので卵を産んだらみんななくなっちゃう。保護できないですよ。サケと同じです。だからサケなんかはどうやっているかということ、親を維持するために帰ってきた子供の一定割合を保護する。エスケープメントと言うんですけども、そういうやり方をしているわけです。この水産庁の方で調べた世界のイカの管理を見ると、そういう例が多いわけです。帰ってきた発生したもののうちの一定割合を維持する。それを親として残す。ですから例えば日本であれば、スルメイカの早期の加入前の調査によって発生量が予測できるんだったら、それに基づいて今年は何割、漁獲量どれぐらい獲れますというのをやるのが多分一番まともなやり方で、先ほど大島副部長から107ページだっけ、新しいデータがあったらTACが3倍ぐらい変わっちゃいましたみたいな、こういう問題も多分なくなると思うんです。これ毎年やられたら漁業者は困ります。増えた年はいいけれども、突然3分の1ですなんて言われた日には大変なことになっちゃうわけで、なるべく確実な情報を基に管理する、つまり横軸はそういう意味では親魚じゃなくて、発生した子供の量に対してサケと同じようにエスケープメントでやるというのが、1つのやり方じゃないかなというふうに思うわけです。その方が確実性が高いと。

それから2点めなんですけれども、環境が悪いと、良い・悪いというレジュームの問題があって、豊漁の時代と今は悪い時代に入っているんじゃないかということで、内田委員から指摘があった105ページのこれは、最近のデータはどっちかというと下側を通過していますよね。平均値の下側を通過している。つまり、本来だったら真ん中の水色の線の両側をランダムに動くはずなんだけれども、悪い環境が続いているんで下側ばかり通過しているんですよ。だからこのとおりやって本当にこの先増えるかどうかという問題があって、そういう意味では環境問題もちゃんと取り組む必要がある。漁業法では現状及び将来合理

的に予測される環境だっけ、何か現状だよ、きっと。環境で予測される下でのMSYなりなんなりということになると思うんで、そちらに沿った管理基準というのを考える必要があるだろうということです。

それから3点めなんですけれども、これは国民感情を刺激する外国船の問題なんですけれども、これ真面目にMSYを出して、日本海の方の秋生まれだと中国船それから韓国船が獲っている量は7割、8割いますと、どうぞ7割、8割お取りくださいみたいな枠を出されたら、怒りますよね、それは。逆にそうじゃなくて、トランプさんじゃないけれども、ジャパン・ファーストで獲る管理方策を考えてもらいたいと、そうでないと、みんなこんな枠があって、これどうぞお獲りくださいなんていうことを出されたら逆に刺激することに、確かにそういう資料も将来の漁業交渉のときに集めておく必要はあるんだけど、管理措置を考えるときに、どうぞお獲りくださいじゃなくて別な管理基準を考えて、日本にとっていい獲り方がこうですというのを提示してもらいたいというふうに思います。研究者サイドのこれは仕事だと思うんですけどね。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

山内委員。

○山内特別委員 短く2つだけコメントをさせていただきます。

1点は柳川委員の方からもありましたけれども、今回のプロセスの中で非常に納得が腑に落ちにくい部分があったのかと思います。その点については、今後ほかの魚種でも資源評価が難しいというのは当然あることだと思いますので、事前にプロセスの中のシナリオでワークプランに従ってできたときにはこうなるけれども、そうではないときにはこういう可能性がありますという部分を、ステークホルダーの方と事前に合意をされておいた方が、今回のように直前になってということがないのかなと思ひまして、それは1点、海外でも見たことがある事例でしたのでコメントとさせていただきます。

あと2点めは海外船、海外の中国、韓国、あとはこちらで水研機構さんの報告書にもパクさんの論文からも引用されていますけれども、恐らくグローバル・フィッシング・ウオッチさんの論文も含めてだと思ひます。日本海で中国であつたり北朝鮮の船が700隻とか900隻出てきているというのは、NGO群なんかからもかなり課題として指摘されていて、この部分はIUUの問題として指摘されています。適切な資源管理をということだけではなくて、その際に今回、日本でしっかりスルメイカの管理方針を固めることで海外に働き

かけるということも重要だと思うんですが、そういつて獲られたスルメイカの多くは加工品としても日本に入ってきております。そうすると、皆さんを苦しめているイカを、結局我々日本人が食べているというような構造もまたあるわけで、その点については昨年末に通過した新しい法案、I U Uの水産物流入に関する法案、今後2年かけてどういうふうインプリをされていくのかということを検討されると思うんですが、その部分との連携といいますか、皆さんが御苦労して資源回復に努められているもののI U U製品が日本に入っていないということ、マーケット・インセンティブをしっかりと叩くということは非常に重要かと思えます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

いろいろと御意見いただいたわけですが、単年性資源ということで不確実性の非常に高い資源、これをどういうふう管理していくかという点については大きな課題が残るわけです。田中委員からも御提案がありましたように、できるだけ漁期前とかあるいはできれば漁期中の情報なんかも、リアルタイムに近い形で収集しながら迅速に柔軟に対応していけるような、そういうやり方を取っていくしかないのかなというような気がいたしますけれども、そういったところも含めて、それから諸外国との関係も含めてどのようにしていくのかがいいかということをお検討いただくということで、よろしく願いいたします。

漁期内での情報を収集といったことについては、例えば伊勢三河湾でイカナゴの資源管理が有名な管理としてあったわけですが、残念ながら数年前に環境の影響で加入がごっそり激減してしまったということで、その後回復していないという、そういう資源なんですけれども、単年性なんですね。寿命としては2年とか3年ぐらいあるわけですが、漁獲の主体としてはほぼ当歳魚を獲っているという資源で、そこで行われていた管理方式というのが、漁期内での情報をリアルタイムで収集していくというやり方なんです。日々資源評価を行って、まだ資源があと何億尾残っているというのをリアルタイムで計算していくわけです。それで20億尾残った時点でそこで漁期を打ち切りましょうという管理をしていた。正に獲り残し資源量一定方策というやり方になるわけですが、そういうリアルタイムの情報を活用しながら資源管理を行うというやり方も、こういった単年性資源については、将来的にきちんと検討していくべきなんじゃないかなというような気もいたします。

そのためにはリアルタイムの漁獲情報をどういうふうを集めるか、そのシステム化とかも含めて検討していかないといけないんだろうというふうには思いますけれども、いずれにしても非常に重要な魚種ですし、漁業者の方々の関心も非常に高い、一般の人々の関心も高いという魚種ですので、そういったことを、今後いろいろな可能性を含めて検討していただくというようなことでお願いできればというふうに思います。

ということで、藤田資源管理部長。

○資源管理部長 非常にいろいろな方からいろいろな意見を頂きました。ここでは時間の関係上繰り返しませんけれども、しっかり今日出た意見、あるいはステークホルダーで出た意見を踏まえまして、しっかり前進できるように努力をいたしたいと思いますので、また御相談に伺うかもしれませんけれども、その際には御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

以上のようなところですが、いかがでしょうか。スルメイカに係る資源管理基本方針の別紙、それについては先ほど御意見ないということだったわけですが、令和3管理年度のTAC設定とその配分につきまして、とりあえず暫定的な値ということで前年と同様という形にして、今後、情勢の変化等に合わせてできるだけ柔軟に対応していく場を設けるとか、そういったことを検討していくということで、この諮問につきましては、暫定的という形ではありますけれども、お認めいただくということではいかがでしょうか。

では、そういうことで、原案どおり承認をしていただいたということにさせていただきます。

では、続きまして、大西洋クロマグロにつきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

資料2-1のセットの52ページを御覧いただきたいと思います。本日の資源管理基本方針の一部改正の最後の魚種でございます。これは御案内のとおり大西洋クロマグロは国際機関のICCATによって管理されておまして、日本では平成20年から省令に基づいて個別割当て、IQ管理を行っております。今般、改正漁業法の施行に合わせて、この資源管理基本方針に盛り込むことによってTAC管理、IQ管理を行うというものでございます。

資料52ページでございますけれども、ここで大西洋クロマグロを2つの資源に海域に分

けてございます。これは I C C A T において西と東に分けて管理しているということで、ここの資源管理基本方針の管理区分においても 2 つに分けて記載させていただきたいと思っております。

定義でございますが、これは I C C A T の管理海域に分けた大西洋クロマグロの定義でございます。次のページに地図を記載しております。実際には資源管理基本方針の文章の中には、緯度・経度をしっかり明記した形で記載、定義させていただいております。

管理年度につきましては漁期に合わせて 8 月 1 日から翌年 7 月末日までと、いずれの資源もそのようにさせていただいております。

資源管理の目標でございますけれども、これは I C C A T で決定された合意に基づいて記載しております。西大西洋につきましては最大持続生産量を達成するために必要な資源量水準でございます。

この目標に対して漁獲シナリオを定めておりますけれども、これについては加入量当たりの漁獲量を表す曲線、これを図に示して、ちょっと小さくて見にくいものでございますけれども、ここの曲線における、これは曲線が赤い曲線でございます。なだらかな曲線でございますけれども、これの水準、原点の傾き、これの 10 分の 1 となるような漁獲圧力、これに従って漁獲を管理していこうと、T A C を設定して管理していこうというもので行っているものでございます。

次に、大西洋クロマグロの東については、目標については加入量当たりの漁獲量を表す曲線の原点の傾きの 10 分の 1 以下という目標を定めておりまして、漁獲シナリオについても 10 分の 1 以下ということで定めているという状況でございます。

大臣管理区分とその管理については、かつお・まぐろ漁業を定めておりまして、I Q 管理、漁獲割当てによる管理を行うということを定めてございます。

漁獲可能量の配分基準については、管理年度の前年の 7 月末日までの我が国漁獲量等を勘案して国の留保枠を決定して、残りの全量を大臣管理区分にするということとしております。

なお、※印、欄外に書いておりますけれども、漁獲割当て等の手続については、基本的に昨年最初に定めたみなみまぐろ、これと同様の規定ぶりで定めてございます。なお、パブコメについては特段意見はございませんでした。

私の方からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

ウェブから御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

特にございませんようですので、大西洋クロマグロに係る資源管理基本方針の別紙につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

あと、諮問第343号は、漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通についても諮問されています。事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1のセットの9ページ、別紙2と右肩に書いてあるものを御覧ください。

管理年度中の漁獲可能量の変更のうち、水政審の方に諮問ではなくて事後報告とさせていただきたい案件についての諮問でございます。

内容的には2の「今後の取扱い」というところを御覧ください。(1)から(3)まで3種類の類型について事後報告とさせていただきたいという諮問です。

(1)については、先ほど御説明をいたしましたスケトウダラ太平洋系群、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊があったとみなされるときに1万トンを追加配分することについては、事後報告対応とさせていただきたいという点が1つ。

(2)、こちらについては、スケトウダラ日本海北部系群について、これは5%上限での繰越しを適用するといったしました。これについては、今漁期3月末で終わった後に未利用分が確定して、漁期の初めに繰越分を追加するという形になりますので、こちらについても事後報告での対応とさせていただければと思います。

もう1つ(3)、これはこれまでマアジ、マイワシ、クロマグロ、同等の措置をしてございますが、融通について当事者間の合意が整ったものについての事後報告での対応ということでございます。対象となる資源はスケトウダラの太平洋系群と日本海北部系群の2つでございます。他のスケトウダラの2つの資源、あとスルメイカについては、都道府県分が全て「現行水準」である、あるいは大臣分が配分されていないという状況でございますので、都道府県間あるいは大臣管理区分と都道府県間との融通は現状では発生し得ないということで、この対象からは外しております。

これら以外については、通常どおり法律に基づいて諮問をさせていただいて変更するといった扱いとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

ウェブから御参加の委員の方々、よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第349号になりますけれども、漁業法等の一部を改正する等の法律附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてということですが、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料4-1を御覧いただければと思います。

まず諮問文について読み上げさせていただきます。

2 水管 第2204号

令和3年1月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第349号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（令和元年12月26日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいの

で、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちらの中身、旧TAC法に基づくクロマグロの基本計画の変更ということで、配分量の変更でございます。

1枚めくっていただくと、新旧対照表の形で変更の案を載せてございます。説明については資料の9ページ以降、資料4-2と書いてあるもので説明をいたします。

基本的な中身、9ページの下段に項目が書いてございますが、国の留保、これを小型魚から大型魚へ振り替えるという内容と、都道府県間の融通に関するものでございます。

1枚めくっていただいて10ページの下と11ページの上に小型魚、大型魚それぞれ、年末時点、12月31日時点の漁獲の状況についてお示しをしております。

まず小型魚ですけれども、年末時点では消化率は全体で49.2%ということで、約半分ということになっております。県の地図の方を見ていただくと、徳島県がグレーになっておりまして0.9トンの超過状態ということになっております。こちら12月の頭に定置等で漁獲が積み上がって、採捕停止命令は出されたんですけれども、超過になっているということでございます。ただ、この超過については、この後御説明をする融通によって解消されることになっております。

続きまして、大型魚、11ページの上でございます。全体の年末時点の消化率は83.9%で、大臣管理分については既に漁期が終了してございますが、97.5%ということで漁期を終了しているという状況でございます。

それで11ページの下に総括表ということでお示しをしております。第6管理期間の配分量をこれまで順次改正してきたわけですけれども、一番右端に今回の変更案の数字を入れてございます。説明についてはパーツごとに説明をいたします。

次のページ、12ページの上段、まず、国の留保を小型魚から大型魚への振替ということでございます。今第6管理期間終了時点で採捕数量がどうなるか、ちょっと見込みを考えてみますと、1月～3月の消化率を昨年と同程度と仮定した場合において、小型魚については消化率は7割程度となる見込みということで、全体の漁獲可能量を超過する可能性は

低いというふうに考えられます。一方で大型魚については、消化率9割程度にまでなるといふことで、今後の獲れ方によっては全体数量を超過する可能性も否定はできないという状況かと思えます。ということで、現在、小型魚の留保、国の留保は220トンあるんですけども、そのうちの200トンを、より超過リスクが比較的に高いという大型魚の方に振り替えるということをございます。そちらの考え方、ベースとなる数字について、この12ページ上段の表としてお示しをさせていただきます。

続きまして、第6管理期間の配分量の融通ということをございます。こちら事後報告でも対応可となっておりますけれども、タイミング上、今回この諮問の中に入れさせていただいているものでございます。

12月に第5回の融通要望調査を行いまして、この12ページ下の表にあるように大型魚、小型魚の交換要望が3県、小型魚の枠をもらいたいという県、譲受けの要望が2県、大型魚の漁獲枠の譲受け要望が6都県からあり、一方で北海道の方からは、小型魚・大型魚の漁獲枠の譲渡の申出というのがあったということをございます。

続きまして、13ページの上段、これを、譲受けよりも交換を先に優先的に処理するというようになっておりますので、まず北海道から15トン分小型魚を石川県、福井県、徳島県の大型魚と交換するというものを、充足率100%で対応しまして、その残りとの交換で生じた分、北海道からということ、それぞれ充足率3割あるいは5割ということ、小型魚・大型魚、それぞれの県あるいは都県に譲渡をするという形での融通ということをございます。

13ページの下と次のページについては、今回、都道府県別の融通前・融通後の数字を載せた表ということになってございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

谷委員から御発言があるそうです。よろしくお願ひいたします。

○谷委員 谷でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ確認をさせていただきたいんですが、今回の振替によって今期の大型魚漁獲枠未利用分の第7管理期間への繰越数量が増加するということになるのでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 もちろんこれは1月～3月の今後の獲れ方にもよりますけれども、要は、今回振替をしない場合と比べれば、恐らく繰り越せる量というのは多くなるんだろうというふうに予測は、結果として多くなることになるのだろうというふうに予測は、しております。

○谷委員 ありがとうございます。

それで、そういうことであるならば、くろまぐろ部会による配分で各管理区分の繰越しの一部を原資にする大型魚の留保を念頭に、沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分されるものと理解をしておりますけれども、一方で、今回振り替えられる小型魚の留保というものは、大中型まき網漁業の小型魚枠の削減500トンのうちの250トンが国に留保されたものが原資となっています。このため、第7管理期間における大型魚の留保の繰越分の配分に際しては、この点を是非御配慮いただくようお願いをいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見いただきましたけれども、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 谷委員がおっしゃるように繰越分からの追加配分については、沿岸とかつお・まぐろ漁業、データ収集のためのかつお・まぐろ漁業、こちらに優先的に配分するという考え方が、くろまぐろ部会の方から示されております。それを軸に検討するということになるかと思えます。

具体的には、今後未利用分がどれぐらいの規模になるのかという見通しが付いてくるような段階、つまり3月ぐらいになると思うんですけれども、そのときに具体的な配分の考え方をお示し、お諮りして、それで配分方法を決めるということですが、ただいま谷委員から頂いた御意見については、そこも考慮した上でその配分について考えたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

谷委員、よろしいでしょうか。

○谷委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、諮問第349号につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第350号、水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和3年度の湖河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画についてということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 本年の1月1日から栽培養殖課長をやっております櫻井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

資料5を御覧ください。初めに諮問文を読み上げます。

2水推第1302号－1

令和3年1月26日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和3年度の湖河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第350号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくっていただきまして別紙が出てまいります。これが今回お諮りする人工ふ化放流計画の全体像ということで、さけ及びますとしておりますが、横の欄を見ていただくと魚種が書いてあります。さけ、からふとます、さくらます、べにざけの4種です。それから場所が縦の欄ですけれども、放流水系ということで合わせて14河川あります。この中にここに記してあるような尾数を割り振りまして放流を進めていくということです。さけであれば合計で1億3,000万尾弱というようなことで、4種合計しますと一番右の下の欄にありますけれども、1億4,000万尾弱というような数量になっております。

次のページを御覧いただきますと、参考として今御説明しました部分を含みまして、さ

け・ますふ化放流はほかのところでもやっておりますので、全国のさけ・ます人工ふ化放流の計画がここに出しております。後ほど内容は御覧ください。

それから、まためくっていただきまして参考資料2ですけれども、今御説明しました水産研究・教育機構がやるさけ・ますの個体群維持のためのふ化放流は何のためにやっているかということが、この上段の方に記してあります。簡単に申し上げますと、遺伝的多様性をさけ・ますの資源について維持するため、それから、それぞれの資源状況を把握するためということであります。そのために、下の丸の方ですけれども、地域固有の個体群の特性が維持されている河川を特定しまして、そこで早期及び後期の回帰群を含めてということで時期を広く取って、それから自然産卵に近いような形で行うというようなことで配慮して、人工ふ化放流を進めていくということをやっております。

一番下のところは水産資源保護法の根拠規定ということなので、後ほど御覧ください。

私からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたらよろしく願います。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

特にございませんようですので、諮問第350号につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

異議がございませんようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第347号から350号について、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

2 水 審 第 28 号

令和3年1月26日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和3年1月26日に開催された水産政策審議会第107回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認め

る。

記

諮問第347号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及び大西洋くろまぐろの別紙の追加等）について

諮問第348号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第349号 漁業法等の一部を改正する等の法律附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第350号 水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和3年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が3件あるということです。

まず漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 資料6を御覧ください。もうかる漁業、がんばる漁業の進捗状況についての御報告でございます。

今回、大中型まき網漁業の1期のプロジェクトが終了し本許可に移行するため、その状況を報告するものでございます。

1ページ目でございますが、大型まき網の合理化に向け、安全性、居住性、作業性の向上のため網船を大型化する一方、船団の隻数を縮減することで、適切に資源管理を行いながらコストを削減し経営の安定化を図る取組を、実施しているところでございます。

2 ページ目でございます。この構造改革に際しまして、網船のトン数規制を超える取組となることから、許可に関する取扱方針に従いまして、実証しながら本許可を得るべく進めているところでございます。

3 ページ目でございます。第十八昭徳丸船団の状況でございます。主に東シナ海南部海域において操業を行っており、上の表にありますとおり199トンの網船及び155トンの火船を導入しまして、船団5隻から4隻体制に転換を図っております。下の表は、漁獲量を同様の操業形態の他船団と比較したものでございまして、実証前に比べて実証開始後の漁獲能力は増大しておらず、資源管理上問題ないものと認められます。

本件は許可の方針に照らしまして問題ないものと認められることから、試験操業終了後、本許可を行っていくこととしております。

以前より御説明してまいりまして、この構造改革の取組は、今後とも透明性のある形で進め、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施してまいります。

資料5 ページ目以降は、もうかる漁業の実施状況、がんばる漁業の実施状況でございます。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

特に御意見等ないようですので、それでは、続きまして、指定養殖業の許可の状況について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○栽培養殖課長 資料7を御覧ください。内水面漁業の振興に関する法律というのがございまして、そこに基づいて指定養殖業としてうなぎ養殖業が現在指定されております。このうなぎ養殖業の許可につきましては、昨年5月のこの審議会に公示の内容について諮問をいたしまして答申を頂いております。それに基づきまして指定養殖業の許可を行いましたので、その状況を報告します。

初めの○のところですが、許可の有効期間につきましては、令和2年11月1日から本年の10月31日までの1年間ということになっております。

それから、許可の公示をしましてそれに対して申請がありましたので、その申請の状況と、あと、それに基づいて許可をした結果でございますが、公示数量につきましては縦の欄が2段になっております。ニホンウナギとその他の種のウナギになって、それぞれ別に

公示しております。

ニホンウナギにつきましては公示数量が21.7トン、その他の種のウナギにつきましては3.5トンということで、まず申請を募ったところ公示数量を上回る申請がありましたので、法律の規定に基づきまして実績者に優先して許可する数量を割り当てました。そこに数字が出ておりますけれども、21.7トンに届きませんでしたので、ニホンウナギにつきましては、これも法律の規定に基づきまして、くじで配分する数量として3.1トンを公正なくじ引により配分いたしました。

それから、ニホンウナギを先にいきますと、その下の欄ですけれども、今回の公示から公示数量に加えまして養殖場の件数についても公示しております。これにつきましては458ということで公示いたしましたが、申請はそれを上回る件数が来ましたので、こちらにつきましても実績者に優先して許可する数量をまず決めまして、そこと公示数量の間に差がありましたので、くじに基づきまして4件を割り当てております。

結果といたしまして許可の数量、ニホンウナギにつきましては21.7トン、公示枠いっぱい、それから養殖場の件数につきましても458ということで公示分いっぱいということになっております。

その他の種のウナギにつきましても同じような仕組みで許可を行いまして、結果としては3.5トン、104件ということで、公示枠いっぱいということで許可を行っております。

それから、その下はその結果を都道府県別に示すということになるということで、内容は後ほど御覧いただければと思います。

現在もう許可期間が始まっておりますので、この許可に基づきましてシラスウナギの池入れが進みつつある状況ということでございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

ウェブで参加の委員の方々、いかがでしょうか。

特にないようですので、それでは、続きまして、令和3年の捕鯨業の捕獲枠について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○捕鯨室長 捕鯨室長でございます。

昨年12月末に令和3年の捕鯨業の捕獲枠につきまして決定いたしましたので、御報告いたします。

資料8を御覧ください。捕鯨業における大型鯨類の捕獲枠につきましては、科学的根拠に基づいて算出されました捕獲可能量から、水産庁の留保分と定置網で混獲された頭数を差し引いたものとして設定しております。

まず令和3年の捕獲可能量でございますが、表で言いますと左から2番めのところでございますけれども、この資料の上段の①にあるとおり令和2年と同数となっております。

それから定置網の混獲数ですが、表で言うと左から5番めの欄でございますが、②にございますとおり、令和2年よりミンククジラで2頭減少しております。

それから水産庁留保分、これは表で言いますと左から4番めになりますけれども、これにつきましては、最終的には捕獲の進捗状況に応じて捕鯨業者に配分される予定になっております。

したがって令和3年の大型鯨類の捕獲枠につきましては、令和2年と実質的に同数の頭数となっております。具体的には表の左から三つめの列に記載しておりますけれども、ミンククジラにつきましては母船式でゼロ頭、これは母船式は今年、ミンククジラの操業は行わないということでございます。それから基地式の方で120頭、これは昨年の100から母船式に配分しなかった20頭をプラスして120にしております。それからニタリクジラにつきましては母船式が150頭、イワシクジラは母船式で25頭となっております。漁期の途中で追加配分をする予定の水産庁留保分につきましては、ミンククジラで14頭、ニタリクジラ37頭。それから定置網の混獲数につきましてはミンククジラで37頭となっております。

なお、資料の一番下でございますとおり、令和2年12月1日付けの漁業法の改正に伴いまして、大型捕鯨業と小型捕鯨業というカテゴリーがなくなりまして、基地式捕鯨業というものに一本化されております。

令和3年につきましてもこの捕獲枠を順調に消化していただくよう、しっかりと安全操業などについて万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

ウェブの方々はいかがでしょう。

特にございませんようですので、その他に移りたいと思います。

何かその他ということで御発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 まず今回の会議、予定時間を大幅に超過してしまいまして、最後まで会議に参加できなかった委員が出てしまったことについて、おわび申し上げたいと思います。次回以降につきましては、会議の議題設定の際に、こうしたことがないように十分に注意していきたいというふうに考えています。よろしく願いします。

次回の分科会ですが、3月下旬をめどに開催を考えております。日程につきましては後日、事務局から調整させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただきまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。